



くらしの中に

総務省

令和6年度 全国都道府県地域力創造担当課長会議

令和6年5月
総務省

1

地域経済の循環促進

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

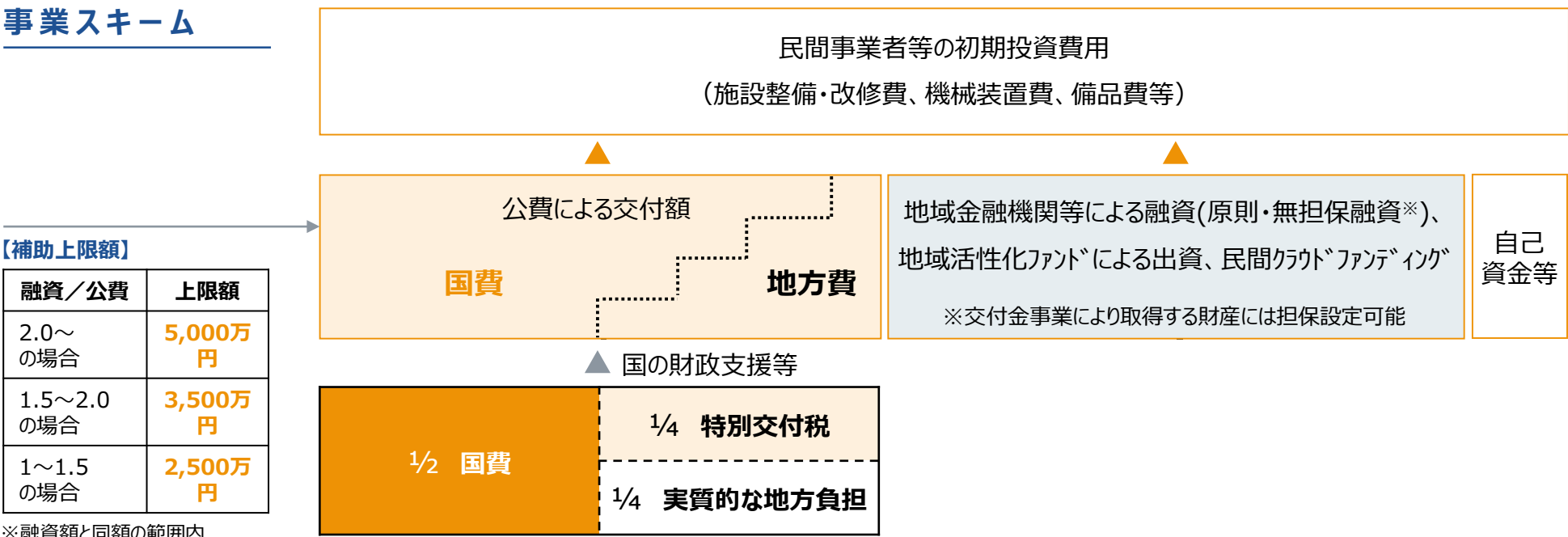
R6当初予算額 6.0億円の内数

産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業を支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性
の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



【補助率】

- 原則、自治体負担の1/2
- 条件不利地域
財政力0.25以上 2/3
財政力0.25未満 3/4
- 脱炭素 3/4
- デジタル技術活用 9/10

POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

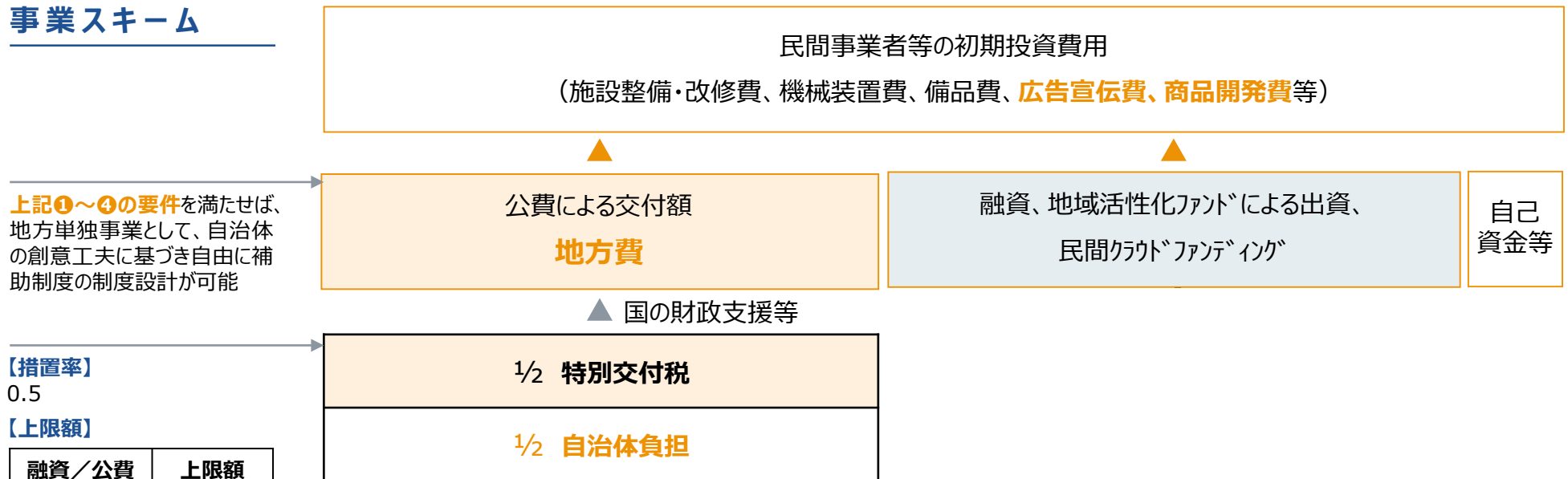
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



※融資額と同額未満の場合
についても対象

POINT

- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、**ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）**が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

ローカル10,000プロジェクトのニーズの高まり

事業者の地域課題解決事業への**取組意向が増加**しており、**金融機関**の地域課題解決事業に対する**支援の優先度も高まっている**

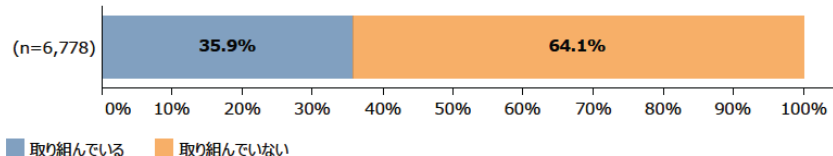
地域課題解決事業に取り組む事業者へのアンケート調査では、「**自治体と既に連携**」「**今後連携予定**」との回答が**多数**

地域課題解決事業に取り組む事業者の資金調達方法として**補助金等のニーズは高い**

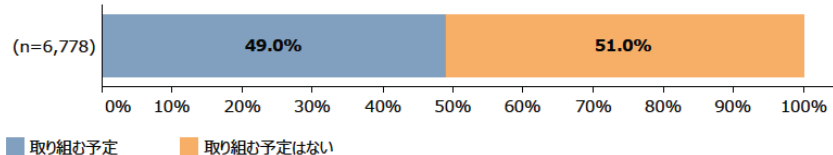
(事業者)

第2-1-7図 地域課題解決事業の取組状況

(1) 現在の取組状況

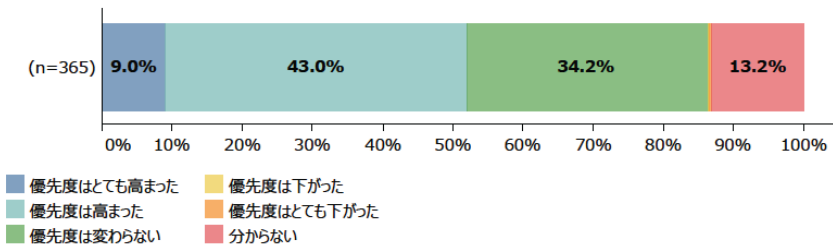


(2) 今後の取組意向



(金融機関)

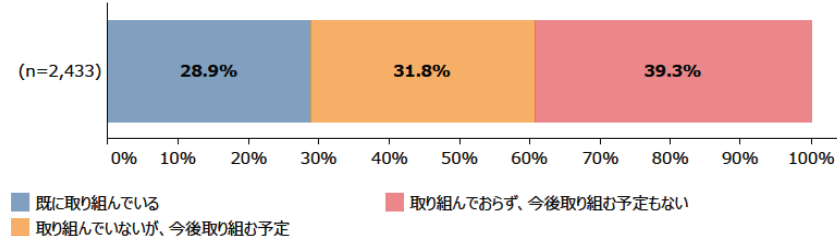
第2-1-5図 金融機関における、5年前と比した地域課題解決事業に対する支援の優先度の変化



(事業者)

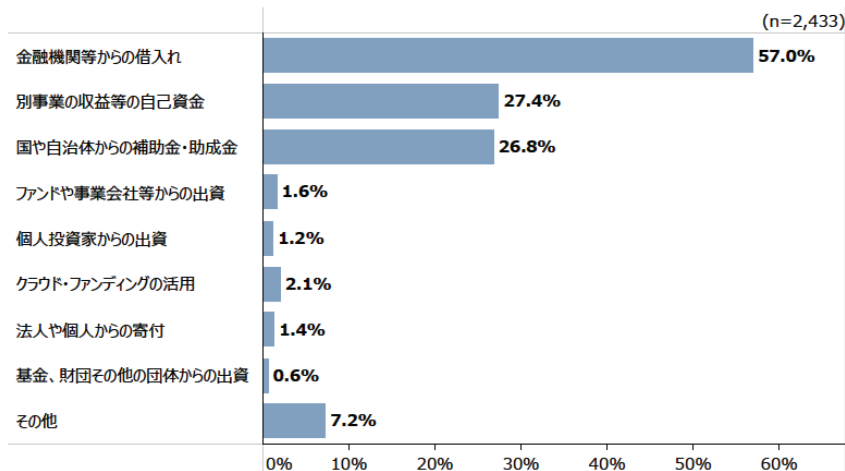
第2-1-23図 地域課題解決事業に取り組む事業者の連携状況

(1) 自治体との連携



(事業者)

第2-1-18図 地域課題解決事業に取り組む事業者の資金調達方法



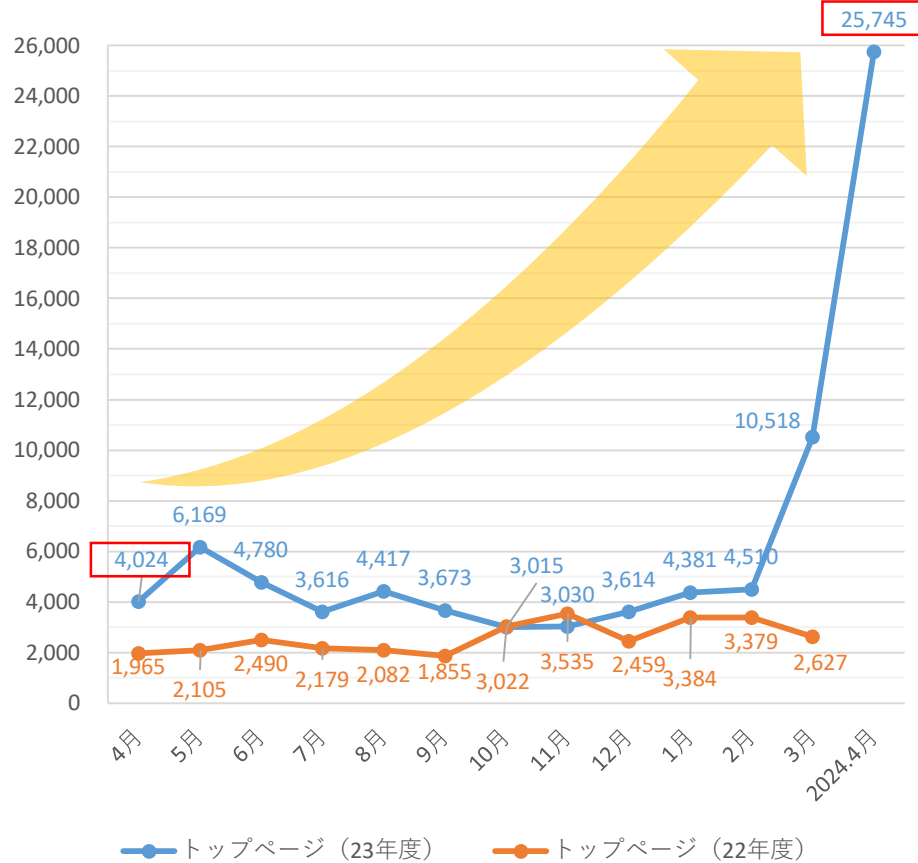
ローカル10,000プロジェクトのニーズの高まり

社会課題解決事業への取組・関心の高まりによるローカル10,000プロジェクトの**認知度向上**

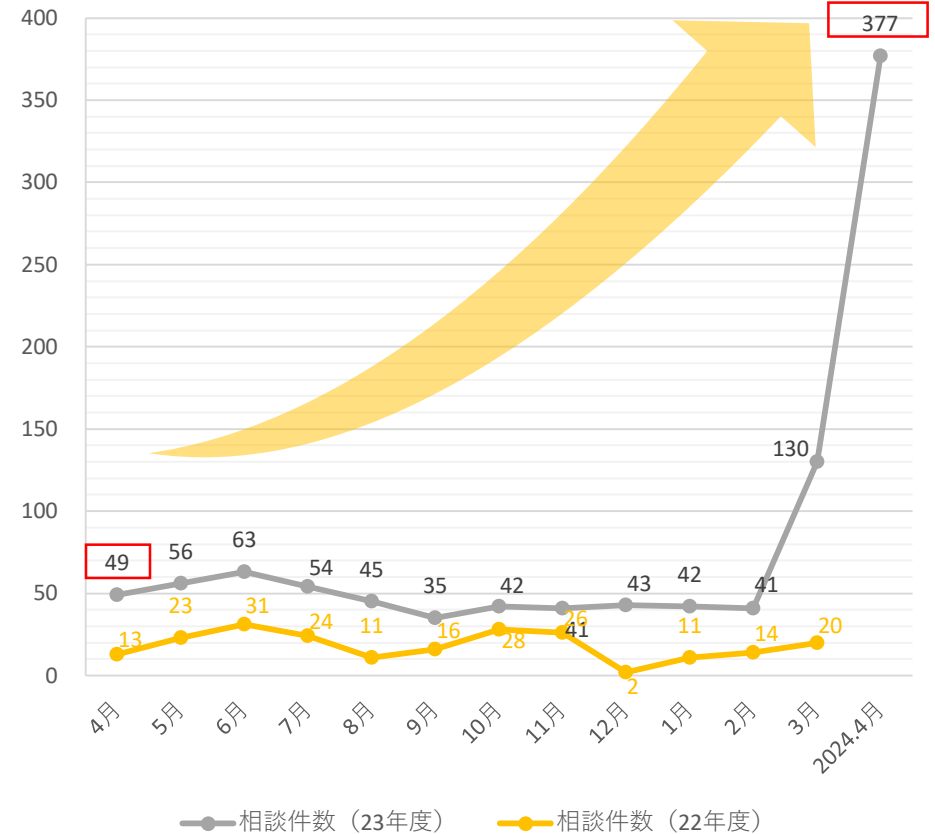
総務省のHPビュー数も前年度同時期（4月期）比で**約6.4倍に増加**

総務省への相談件数も前年度同時期（4月期）比で**約7.7倍に増加**

総務省HP（ローカル） 月次ページビュー数 年度間比較



月次相談件数 年度間比較



ローカル10,000プロジェクトへの自治体の動き

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業） を複数回活用！

ローカル10,000プロジェクト 徳島県美馬市
「うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業」

【事業背景】

- 宿泊施設、飲食店等が少なく滞在時間が少ないため、観光消費額が少ない。
- 埋もれた地域資源（古民家）が多数存在するが、これらの資源を発掘・活用・維持管理できていない。
- 雇用先がなく、就職等で人口が流出し、若者の地元離れが起きている。

【事業実施者】 株式会社MIMAチャレンジ

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：37,900千円
- 地方費：0円
- 阿波銀行による融資：77,000千円

【取組内容】

- 重要伝統的建造物群保存地区である「うだつの町並み」内にある空き家（古民家）を取得、開発、飲食店を整備し、観光客の滞在時間を延ばす。

【地域への貢献】

ローカル10,000プロジェクト 徳島県美馬市
「休業したガソリンスタンドの復活整備を通じた、地域経済の活性化等、地域の発展を図るための環境整備事業」

【事業背景】

- コロナを経て、ガソリンスタンドの廃業や時間短縮が相次ぎ、現在日曜日に営業している店舗が無く、観光客が寄りづらい地域となっている。
- そのような状況の中、ガソリンスタンドが1社休業し、ますます利便性が低下していた状況にある。
- 地域に観光資源があるものの、お互いの連携が取れておらず、活かされていない状況にある。

【事業実施者】 有限会社 高木建設

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：25,000千円
- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円
- 地方費：8,334千円
- 四国銀行による融資：25,000千円
- 【初期投資】ガソリンスタンドの改修

【取組内容】

- 週末に訪れる観光客の他、地元住民の利便性が高まるよう、美馬町内で唯一日曜営業も行うガソリンスタンドとして休業したガソリンスタンドを再整備。
- 地元の道の駅やキャンプ場と連携し、地域の観光情報の発信を行う。
- ガソリンスタンドを利用する観光客や地元住民に向けた特産物販売所や地元住民に開放されたコミュニティ施設を設ける。

【地域への貢献】

- ガソリンスタンド空白地域の解消に繋がり、観光客や地元住民の利便性が向上。
- 道の駅やキャンプ場等と連携を行うことにより、美馬町内の観光資源への訪問客が増え、美馬町の活性化に繋がる。
- 地元住民同士の交流が促進され、コミュニケーションが活発になる。
- 地産地消により、農業従事者の所得増加や事業継続意欲の向上に繋がる。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業） の公募を実施！

美馬市創業等促進事業補助金

シェアする 5 | ポスト | B! ブックマーク 0 | LINEで送る

2024年4月12日公開

明記

令和6年度 美馬市創業等促進事業補助金

本市において、**地域資源や地域の強みを活かした事業を行う方を支援し、新たな需要や雇用の創出等を促し、本市の経済を活性化させ、少子高齢化等本市の地域課題を解決することを目的**として創業等をする方に対し、創業等に要する経費の一部に対して予算の範囲内において美馬市創業等促進事業補助金を交付する事業です。

補助金の額等

補助率
補助対象経費の3分の2

限度額

(1) 創業する者が移住者の場合 110万円（内訳）基本額 60万円 **融資利用加算 40万円** シニア（55歳以上）加算 10万円

(2) 創業する者が市民の場合 60万円（内訳）基本額 30万円 **融資利用加算 20万円** シニア（55歳以上）加算 10万円

融資利用の場合 上限UP

<自治体の声>

現在、市として地方単独の創業支援事業を対象とした補助金を持っていますが、地域資源の活用や地域課題の解決につながる事業をさらに支援するため、ローカル10,000プロジェクト（地方単独）として、以下のとおり従来の補助金制度の見直しを行いました。

- ・「地域資源の活用」「地域課題の解決」の両方を補助対象の要件として明記。
- ・「外部調達による資金（融資等）」を受ける場合限度額を高めし、申請時及び実績報告時に書類の添付を条件とした。

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R6当初予算額 6.0億円の内数

- 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

補助対象

マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

補助率

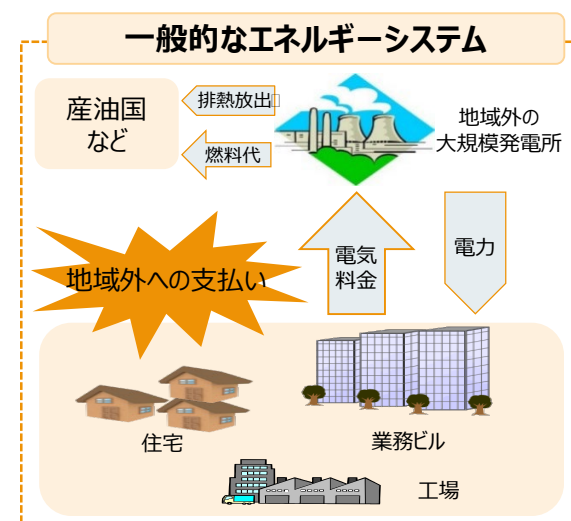
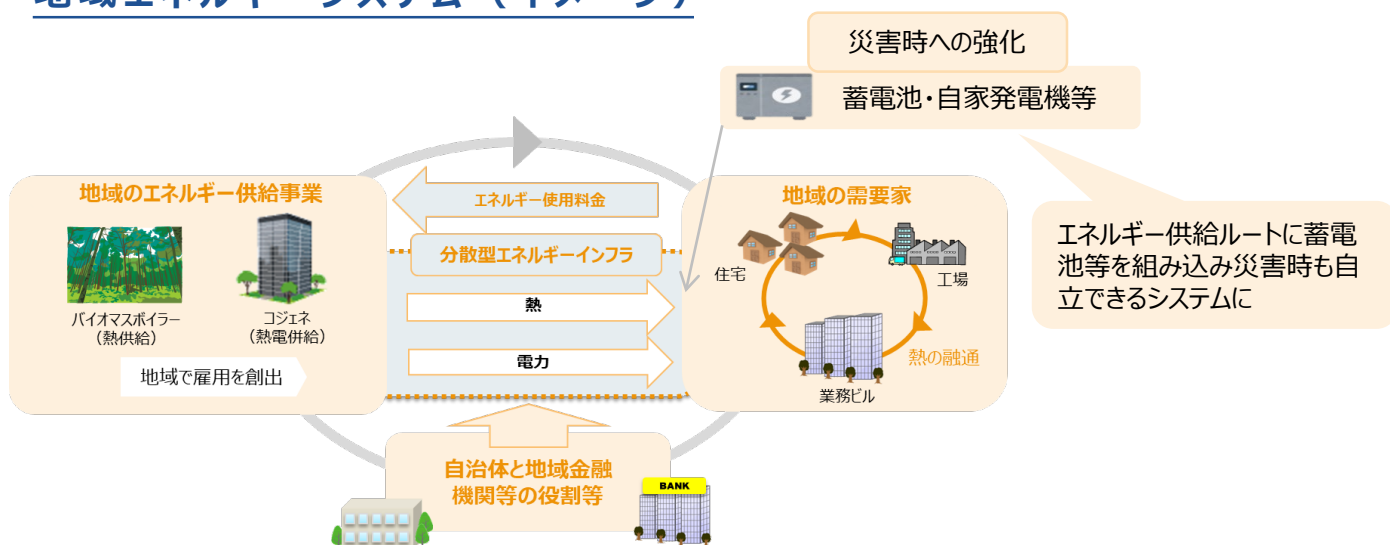
策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は3/4）

実績

これまでに77の団体が策定（平成26年度～令和5年度）

- 各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



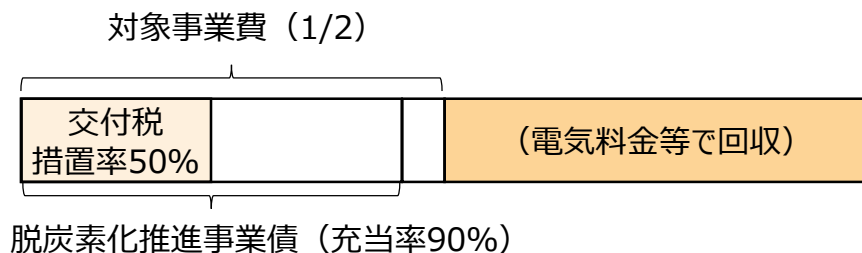
地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、
「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）
を対象に追加
※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、
脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）
を充当。



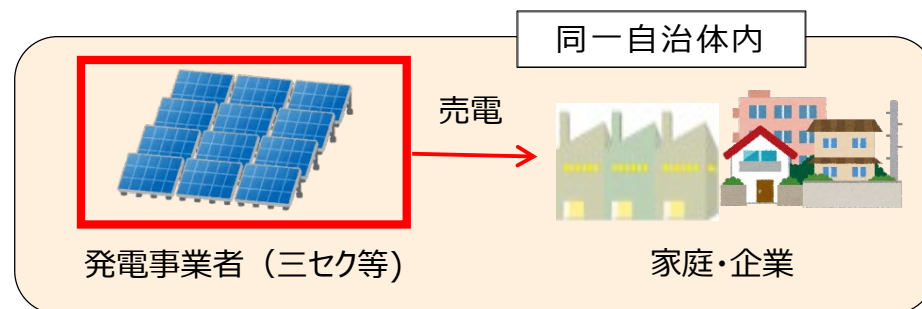
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより
独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外（地方単独事業については、事業費の1/2を上限として過疎対策事業債を充当）

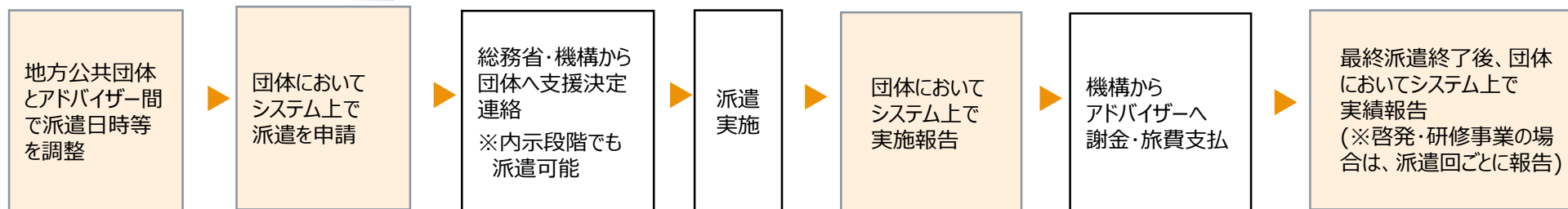
GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①**少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施**等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
 - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「**経営・財務マネジメント強化事業**」へGX分野を追加し、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

支援分野

- **課題対応アドバイス事業**
地域脱炭素に取り組む市区町村に対して、下記の分野において支援を実施。
＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞
 - ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
 - ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
 - ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
 - ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- **啓発・研修事業**
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

- **アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）**

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）



GXアドバイザーの活用をご検討ください！

【このような課題を抱えている自治体におすすめです】

- 地域脱炭素を進めたいが、**専門的な知見が不足している**。
- アドバイザーからアドバイスを受けたいが、**予算の確保が困難である**。
- 補助金の申請等に係る**手続きを簡潔に済ませたい**。

【応募いただいた自治体に応募のきっかけを聞いてみました】

自治体の声①

私の自治体では、脱炭素を実現するためにこれまで「地方公共団体実行計画」を策定してきましたが、これからは計画の実現に向けて、具体的な取り組みを検討していきたいと考えています。

ただ、職員の知識や経験が不足していることもあり、思うように事業が検討できない状態でした。



太陽光パネル



「再エネを導入したいが、
どうすれば良いかわからない・・・」



バイオマスボイラー

「GXアドバイザー」の制度は、
**様々な分野に精通したアドバイザーがいるため、
自分の自治体の状況とマッチしたアドバイザー**にお願いすることができました。

今後は、再エネを導入するにあたってのスキームや調整すべきことを協議したり、国の補助金等の申請に向けてアドバイスをもらいたいです。



「アドバイザーから適切な
アドバイスを受けられます！」

左記の悩みは解決できます！

「GXアドバイザー」をご活用ください！

自治体の声②

私の自治体では、アドバイザーに対する予算が確保できず、思うようにGXの推進を進められないでいました。

本制度は、地方公共団体金融機構からアドバイザーに直接謝金や旅費が支払われるため、**自治体の予算措置が不要であり**、活用しやすかったです。



「アドバイザーからアドバイスを
受けたいのにな予算がない・・・」



「**予算措置不要で
制度を活用できます！**」

自治体の声③

応募にあたって、いろいろな補助金の活用を検討しましたが、どれも申請の手続きが大変で、申請するだけで多くの時間を要することがわかりました。

本制度は、**申請～実績報告までWebを使って行うことができる**ため、めんどろな書類のやりとりや手続きがなく、効率が良かったです。



「申請するだけで、大変だ・・・」



「**Webでらくらく申請できます！**」

2

地方への人の流れの創出・拡大

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）や、外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

- ・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、およそ65%、
- ・ 直近5年に任期終了した隊員については、およそ70%
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

地域おこし協力隊を取り巻く社会環境

- 令和5年度の**地域おこし協力隊の隊員数は過去最多**の7,200人（前年度比+753人）

男性 60.1%、女性 39.9%

10代 0.2%、20代 34.2%、30代 32.8%、40代 20.1%、50代 9.2%、60代以上 3.4%

（令和5年度地域おこし協力隊の隊員数等について（総務省））

- 令和5年度の**地域おこし協力隊の認知度は48%、良いイメージとの回答は57%**

- 令和4年度の**移住相談件数は過去最多**の37万件（前年度比+5万件）

（令和4年度における移住相談に関する調査結果（総務省））

- 令和5年の**転職者数は2年連続増加**の328万人（前年比+25万人）

転職等希望者数は7年連続増加の1,007万人（前年比+39万人）

（労働力調査（令和5年）（総務省））

- 若年人口（0～14歳）は年平均16万人減少の見通し 1,503万人（令和2年度）→1,103万人（令和27年度）

（日本の将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所））

- 高齢人口（65歳以上）は年平均14万人増加の見通し 3,603万人（令和2年度）→3,945万人（令和27年度）

（日本の将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所））

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R6当初予算額：248百万円

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の実施

新規 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 令和5年度から実施している「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」を拡充し、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

拡充 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援に取り組む。
・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域おこし協力隊 経験者等によるサポートの支援

全国ネットワーク

都道府県ネットワーク
35団体（青色の地域）
※ R6.4.1現在

市町村単位でのサポート

1. 地域おこし協力隊全国ネットワークの設立

- R 6 年 2 月 4 日に「地域おこし協力隊全国ネットワーク」を立ち上げ
- 情報の収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援に取り組む
- 令和 6 年度は会員専用の情報共有・交流プラットフォームを構築し、全国レベルの連携が活発化するような取組を随時実施する

2. 都道府県ネットワークづくりの推進

- 隊員数の増加に伴い、全国一元的な研修・相談対応等のサポートのみでは限界もあるため、都道府県単位のネットワークの形成を推進し、重層的なサポート体制を構築
- 研修や専門的な相談対応等に要する経費に対して普通交付税措置を講じている
- 地域おこし協力隊都道府県ネットワークづくり推進事業（JOIN事業）により、ネットワークの立ち上げや研修の実施等の支援を行う（経費は1団体当たり100万円上限）
- ネットワークを設立済みの都道府県は35団体。各都道府県の設立状況の調査を実施し、未設立団体には随時フォローアップを行う

3. 市町村単位のサポート体制の強化

- 協力隊経験者等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費に対して R 5 ～新たに特別交付税措置
- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止するとともに、隊員数の増加に伴う市町村職員の負担軽減を図る

地域おこし協力隊全国ネットワークの取組（イメージ）

課題

隊員・自治体への
サポート体制の強化

隊員間・自治体間の
ノウハウの共有

<地域おこし協力隊全国ネットワーク>

- **都道府県ネットワークに対するサポート**
 - ・ 都道府県ネットワークに対する情報提供、研修
 - ・ 都道府県ネットワークの運営に対するサポート
 - ・ 都道府県ネットワークに対する相談対応 等
- **全国の隊員（協力隊経験者含む）、都道府県、市町村、都道府県ネットワークの連携促進**
 - ・ 都道府県ネットワークの活動等の共有
 - ・ 研修資料・動画等のアーカイブの作成
 - ・ 全国の隊員（協力隊経験者含む）の活動事例の共有 等

※各自自治体における会費負担等を求めるものではありません。

<都道府県ネットワーク>

- **都道府県内の現役隊員・市町村に対するサポート**
 - ・ 隊員・市町村に対する情報提供、研修
 - ・ 市町村の募集・受入支援
 - ・ 隊員・市町村に対する相談対応 等
- **都道府県内の隊員（協力隊経験者含む）、活動事例、受入市町村に関する情報収集**
- **都道府県内の隊員（協力隊経験者含む）及び受入市町村の連携促進**

地方自治体の地域おこし協力隊の増員に向けた課題の解決について

- 小規模の増員を希望する自治体に対しては、「募集・採用」、「サポート体制の確保（複数の関係課による全庁的な受入体制づくり、外部委託等）」のノウハウについて、ブロック説明会（7～8月予定）において、幅広く情報発信や研修等を行う。
- 中～大規模の増員を希望する自治体に対しては、「募集・採用」、「サポート体制の確保」について、さらに重点的に情報発信や研修等を行う。特に募集数が多いが応募者数が少ない自治体に対しては、アドバイザー派遣によって「募集・採用」を集中的に支援。
- これまで地域おこし協力隊を受け入れていないが新たに受入れを希望する自治体に対しては、アドバイザー派遣によってきめ細かく伴走型の支援を行う。
- このほか、「募集・採用」については、総務省において、地方自治体と連携した戦略的広報に取り組む

【参考】 地方自治体へのアンケート調査

（1）R4からR 8までの隊員増減見込み

増加させる予定	558団体
現状の規模程度を維持する予定	493団体
減少させる予定	44団体

（2）増員希望数

（3）増員に向けた課題（複数回答あり）

	団体数	増員希望数	募集・採用	活動内容設定	サポート体制の確保	起業・就業等の支援	自治体内の理解	受入地域（住民）の理解	その他
6人以上と回答した自治体	86	1,057	48	21	48	38	13	14	21
1～5人と回答した自治体	336	901	197	137	152	152	42	36	28
具体的な数は未回答の自治体	136	—	71	48	71	53	22	20	14
合計	558	1,958	316	206	271	243	77	70	63

自治体職員向け研修について

- 一般社団法人 移住・交流推進機構（JOIN）において、地域おこし協力隊の採用の「**準備・集客・選考**」の**ポイントや注意点**などに関して、セミナーやワークショップを通じて解説する、自治体職員向け研修会を開催予定（計4回）。

※ **5月31日（金）申込期限**（各自治体に合わせたアドバイスが受けられる添削特典付きの研修会（※先着順）を希望する場合は、5月15日（水）申込期限）

オンライン開催 事前申込制・参加無料

自治体職員向け

採用研修会

地域おこし協力隊

基礎+実践

採用の基礎から実践まで学べます

地域おこし協力隊の受入自治体数の増加により、自治体において隊員の確保や採用後のミスマッチによる途中退任等が課題となっている昨今。応募獲得やミスマッチを軽減するための募集要項作成や発信方法、選考のポイント等について、地方移住マッチングサービス事業にて地域おこし協力隊の採用支援を展開する株式会社LIFULLより講師をお招きして研修会を開催いたします。皆さまのふるってのご参加お待ちしております。

おこすために

地域おこし協力隊の

- 応募が集まらない
- ミスマッチが起きがち
- 募集したいがノウハウがない

6/13(木) 基礎講座 準備・集客・選考

6/25(火) 実践講座 募集要項の設計

7/11(木) 実践講座 募集情報の作成

7/23(火) 実践講座 選考・面接

主催：JOIN
協力：LIFULL

JOIN
Specialization for Internal Migration
一般社団法人 移住・交流推進機構

LIFULL LOCAL MATCH
地方移住支援プラットフォーム

お問合せ先：LOCAL MATCH事務局
Mail: local-match@lifull.com

参加無料

- 地域おこし協力隊の採用における準備・集客・選考について基礎が学べます
- 実例をもとに明日から役立つ実践的なスキルを身につけることができます
- 実践講座の添削では各自治体に合わせたアドバイスをいたします（先着2自治体）

第1回 基礎講座 地域で活躍する協力隊を採用するためのポイント

2024 6/13 (木)

14:00～15:00 [60分]

協力隊採用の準備・集客・選考まで全体を体系的に学ぶ

- 採用前の「心構え」
- 選ばれするための「準備」
- 採用するための「集客戦略」
- ミスマッチを防ぐ「選考」
- 募集の事例

オンライン開催・セミナー形式

第2回 実践講座① 募集要項の設計

2024 6/25 (火)

14:00～15:00 [60分]

応募獲得とミスマッチ軽減のために募集要項の設計で意識すべきこと

- 募集要項作成のポイント
- ワークシート事前配布
- 募集要項添削特典あり（先着2自治体限定）

お申込みの皆さまにワークシート（明日から使える募集要項ページ作成フォーマット）をお送りします。特に協力隊採用活動中の自治体等は、ご記入のうえご参加いただくことで、講座内容のより深い理解に繋がります。

オンライン開催

第3回 実践講座② 募集情報の作成

2024 7/11 (木)

14:00～15:00 [60分]

募集ページ作成における情報収集と発信のしかたを実践形式で学ぶ

- 募集ページ作成のポイント
- ワークシート事前配布
- JOIN 掲載添削特典あり（先着2自治体限定）

お申込みの皆さまにワークシート（明日から使える募集要項ページ作成フォーマット）をお送りします。特に協力隊採用活動中の自治体等は、ご記入のうえご参加いただくことで、講座内容のより深い理解に繋がります。

オンライン開催

第4回 実践講座③ 選考・面接

2024 7/23 (火)

14:00～15:00 [60分]

応募者の不安とミスマッチ解消のために面接で聞き話すべきこと

- 内定辞退を減らすポイント
- ワークシート事前配布
- カジュアル面接（ノーカット版）を公開

お申込みの皆さまにワークシート（明日から使えるヒアリングシート）をお送りします。特に協力隊採用活動中の自治体等は、ご記入のうえご参加いただくことで、講座内容のより深い理解に繋がります。

オンライン開催

申込締切 2024 5/31 (金)

添削特典の締切 2024 5/15 (水)

全4回をお申込みください。ただし、ご都合により1講座のみの受講も可能です。不参加の回がある場合は、申込みフォームにご記入いただくか、当日までに事務局へご連絡ください。

※定員になり次第受付終了

お申込み・参加の流れ

メールに記載のURLからお申込みください

検索用URLと、事前資料をメールでお送りいたします

当日開始時刻になりましたらオンラインでご入室ください

お問合せ：LOCAL MATCH事務局 MAIL: local-match@lifull.com

地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業について

- 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有する「地域おこし協力隊アドバイザー」を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言等を行う。
- 地域おこし協力隊サポートデスク関係者、先進自治体職員、大学教授、地域おこし協力隊OB・OG等の有識者にアドバイザーを委嘱。
- アドバイザーの派遣は、原則として、連続する2日間以内、支援時間数の合計は10時間以内（ただし、最大7時間/日）。
※昨年度より支援時間数をより延長（8時間→10時間へ）するほか、派遣自治体数も増やす予定（50団体→100団体程度へ）。

1. 派遣の流れ



2. スケジュール

時期	内容
6月	アドバイザーリストの公表 派遣申請の受付開始
随時	派遣申請の受付～派遣
2月末	アドバイザーの派遣完了

3. 令和5年度事例紹介

	北海道安平町	千葉県芝山町
課題	・観光や教育分野では応募があるものの、公共交通分野や介護福祉分野などにおいては募集を行っても、 <u>応募がなかなか得られていない</u> こと。	・地域おこし協力隊を新たに活用するにあたり、 <u>募集から決定までの進め方</u> のほか、効果的な募集方法や、派遣団体との調整などについて整理する必要があること。
助言内容	・ <u>募集情報の発信方法の見直し</u> について重点的に助言。	・地域おこし協力隊を活用して、新たな地域づくりを進めていくにあたっての <u>必要な目的意識</u> について助言。
成果	・これまで応募が得られていなかった公共交通分野や介護福祉分野においても応募者が現れ、 <u>令和6年度から着任予定</u> 。 （その他の分野では、募集枠を超える応募につながったものもあり）	・ <u>令和6年度から地域おこし協力隊の受入れ開始予定</u> 。 ・今後、町がおかれた特性およびその強みを活かした地方創生のかたちをしっかりと固めた上で、それに則った外部人材の活用を考えていく。

地域おこし協力隊の戦略的広報について（ターゲット）

- 移住・転職に関心を持つ20～30代（ボリュームゾーン（隊員全体の67%））をメインターゲットとしつつ、そのうち男性と比較して隊員数が少ない（隊員全体の39.9%）「女性」を意識した広報を実施
- さらに、今後、若年人口の減少が続くことを見据え、自分の経験を活かした地域活性化に関心を持つ（下表参照）50代以上の「シニア層」をターゲットとした広報も実施

※シニア層については、地方自治体の募集要綱において年齢の要件を設定している場合は、シニア層も対象となるよう見直すことが重要

【参考】 地域おこし協力隊員へのアンケート調査

（1）直前の仕事

	フルタイムの正社員・正職員	フルタイムの契約社員・契約職員	パートタイムの社員・職員／アルバイト	自営業、個人事業主、フリーランス	学生（大学生・大学院生・専門学校生）
女性	40%	11%	17%	12%	13%
男性	50%	8%	9%	18%	8%

（2）応募した理由（複数回答）

	自分の能力や経験を活かせると思ったから	地域の活性化の役に立ちたかったから	活動内容がおもしろそうだったから	田舎暮らしや地方での暮らしにあこがれがあったから	現在の任地への何らかの繋がりがあったから	現在の任地で定住を考えていたから	現在の任地へ誘ってくれる仲間や組織などがあったから	都会の生活に疲れたから	農林水産業に従事したかったから
50代以上	65%	55%	27%	30%	34%	39%	23%	13%	8%
全年齢	53%	44%	41%	33%	27%	29%	21%	20%	12%

（3）配偶者の有無

（4）子供の有無

	無	有・同居	有・別居	無	有・同居	有・別居
50代以上	44%	23%	34%	45%	8%	47%
全年齢	64%	25%	11%	78%	12%	10%

地域おこし協力隊の戦略的広報について（広報媒体）

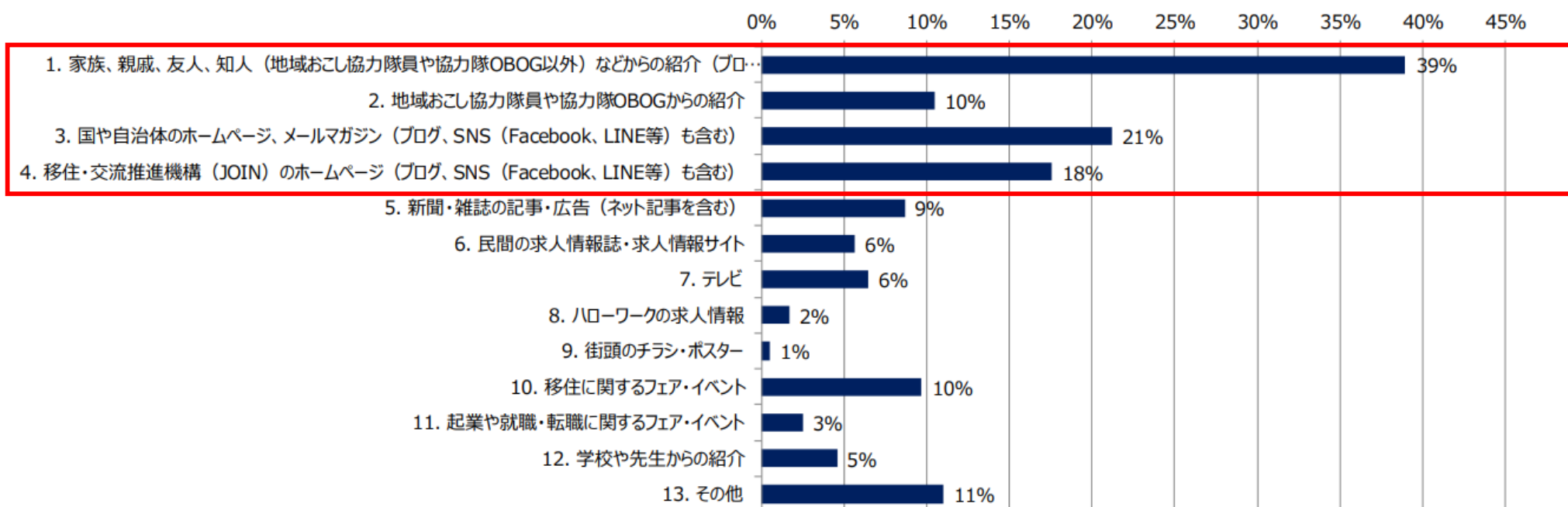
- 各種の広報媒体を改善（8月以降、本格実施予定）
- 地方自治体と連携した、JOINホームページへのリンク設定、SNSコンテンツの拡散、イベントの周知、パンフレット・動画の共同利用を推進

	現在	検討の方向性
広告等	・全国サミット（2月）に向けて、ネット・ラジオ・テレビ・雑誌広告を実施（12～2月） ・三大都市圏中心	・年間を通じた広告を実施 ・三大都市圏に加えて、政令指定都市や県庁所在地の在住者への対象拡大を検討
ホームページ	・JOIN（一般社団法人 移住・交流推進機構）、総務省、全国サミットのHPが併存	・最も閲覧数が多く、地方自治体の募集情報も掲載しているJOINのHPを基幹的なHPと位置づけて見直しを行う。
SNS	・Facebook フォロワー約1.3万人 ・Instagram フォロワー約1500人	・コンテンツや活用方法の見直しを検討
イベント	・全国サミット 1回（2月） ・事前オンラインイベント 2回（1月）	・年間を通じたオンラインイベントの実施等の見直しを検討
パンフレット	・地域おこし協力隊Handbook（24頁）	・4～8頁程度の概要版を作成 ・女性、シニア向けのメッセージや3年後の定住に向けた仕事の確保に不安を持つ層へのメッセージ（現役隊員ではなく経験者のインタビュー等）の追加を検討 ・おためし地域おこし協力隊や地域おこし協力隊インターンについても、パンフレットの作成を検討
動画	・Youtubeに地域おこし協力隊の紹介動画をアップ	・コンテンツや活用方法の見直しを検討

地域おこし協力隊の戦略的広報について（広報媒体）

【参考】 地域おこし協力隊員へのアンケート調査

Q7 あなたが、はじめて「地域おこし協力隊」のことを知ったきっかけは、どの媒体・ルートからですか。



外国人の地域おこし協力隊の状況

- 既に外国人の地域おこし協力隊員として、約150名が活躍中（JET経験者含む）。
- 外国人ならではの目線を活用した情報発信、起業、インバウンドの受入れ等により外国籍の隊員の取組は高い評価を得ており、地域おこし活動に外国人を活用することの意義は大きい。

鉾山社宅を利用した県内最高評価のゲストハウス運営

レハン・ネルさん（南アフリカ出身・兵庫県朝来市）



- ・札幌市でALTとして勤務したのち、姫路市のALTであった双子の兄とともに地域おこし協力隊として朝来市へ移住した。
- ・朝来市が改修した鉾山社宅を利用し、ゲストハウスを運営。五右衛門風呂などのレトロな暮らしを体験でき、予約サイトにおいて県内で最も高い評価を得るゲストハウスのひとつとなっている。
- ・写真撮影の腕を活かして制作したPR動画も注目を集めた。
- ・任期終了後も朝来市で暮らすことを希望している。

外国人目線での地域資源の発掘と観光誘客

ベサニー・ジョンソンさん（カナダ出身・徳島県）



- ・佐那河内村でのALTの経験から、地域の魅力を海外に向けて発信することに携わりたいと思い、県の地域おこし協力隊に応募した。
- ・外国人目線で徳島県西部圏域の魅力を掘り起こし、海外に向けて情報発信を行うほか、ALTの経験を活かした観光イベント等での通訳業務や、FAMトリップのアテンドなどで活躍している。
- ・任期終了後も日本の情報を海外に発信する仕事を続けていきたいと考えている。

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組（令和6年度新規）

1. J E T 青年等の外国人の地域活動への関心喚起

J E T 青年等の外国人で地域活動（地域おこし協力隊）に関心を有する者

(1) J E T 青年等の外国人を対象とする地域活動への関心喚起のイベントの開催

- 県が、J E T 青年等の外国人が参加可能な地域おこし協力隊の活動視察や交流イベントを開催。

【新規①】

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起のイベント開催等（上記(1)～(3)に特別交付税措置）

- 上 限 額：200万円／県
- 対象経費
 - ・会場借上費、視察先への移動費、諸謝金、参加者の宿泊、交通費、募集広報費、関心調査、情報提供、資料翻訳費、通訳 等

2. 地域おこし協力隊の体験機会付与

地域活動への関心喚起のイベントに参加した外国人のうち、地域おこし協力隊に関心を有する者

(2) イベント参加者と県内受入れ団体のマッチング支援

- 県が、イベント参加者への継続的な広報、イベント参加者の関心調査（隊員となり得るポテンシャル層の把握）を実施するとともに、当該調査結果の県内団体への情報提供を実施。

(3) 外国人の方を対象とするおためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンのサポート

- 県・県内受入れ団体において、外国人の方のおためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンを受入れる場合に、**県が**、外国人の方への特有のサポート（資料翻訳・通訳派遣等）を実施。

3. 採用

イベント参加者である外国人の地域おこし協力隊

(4) 外国人隊員のサポート

- **県が**、県・県内受入れ団体において活動する外国人隊員への特有のサポートを実施。

【新規②】

外国人隊員のサポート（上記の(4)に特別交付税措置）

- 上 限 額：100万円／県
- 対象経費：
 - ・自治体・外国人隊員の研修費、研修資料翻訳、県内の他の外国人隊員との交流経費 等

「関係人口」として引き続き地域に貢献

地域活性化起業人（H26～） ※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
- 総合経済対策（R5補正）において、三大都市圏の企業への集中的な周知広報及びマッチング支援を実施。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容 (例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- 観光振興
- デジタル人材
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済活性化
- 移住促進・交流人口の拡大
- 等

特別交付税 措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入の期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体
（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期 間

6ヵ月 ～ 3年

自治体

民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

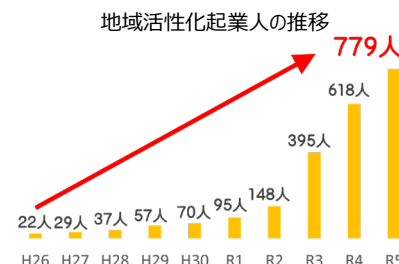
- 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- 民間企業の新しい形の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

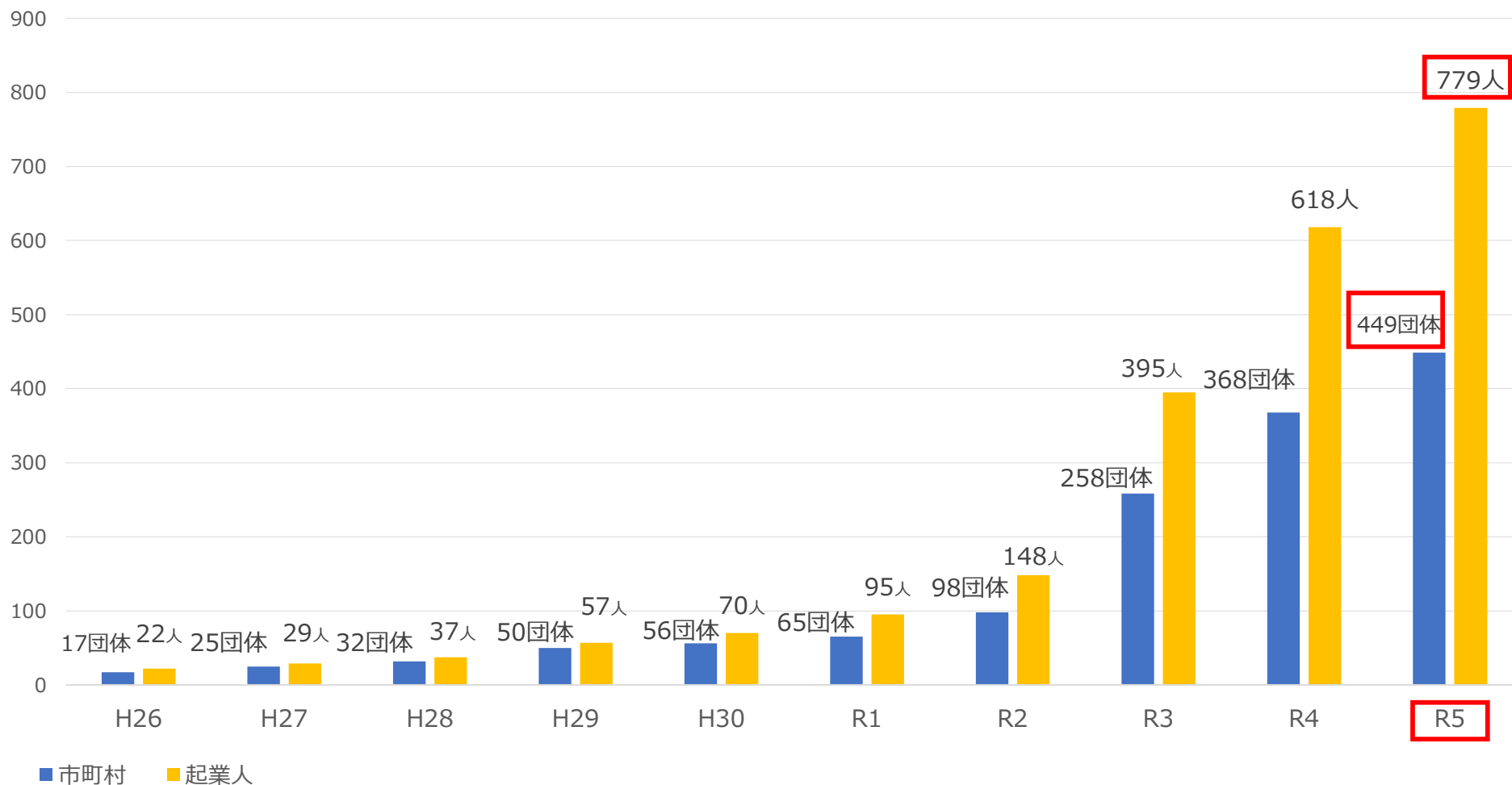
（協定締結）



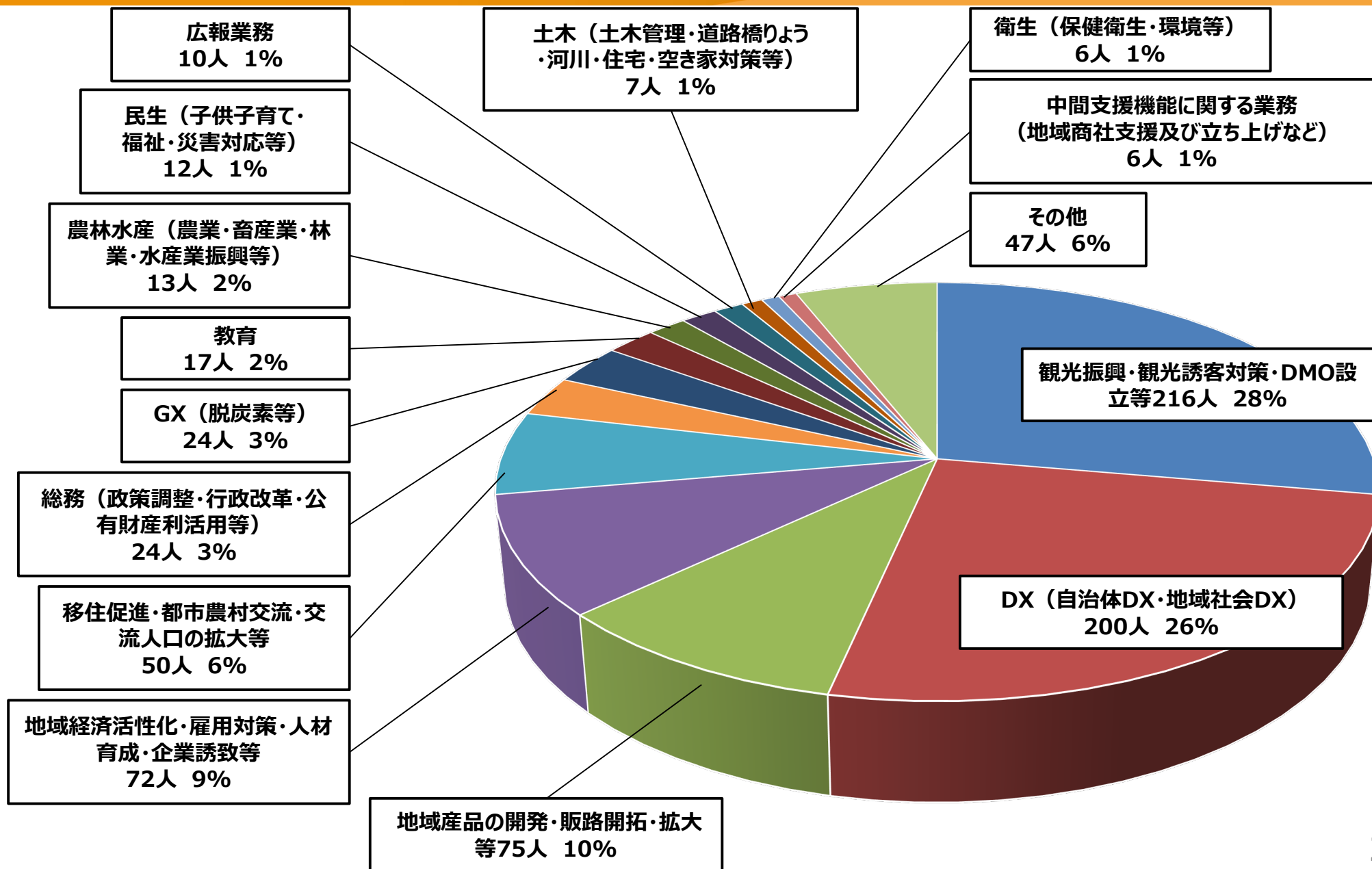
地域活性化起業人の人数等の推移について

- 令和5年度の地域活性化起業人の人数は、前年度から161人増加し、779人となった。
- また、活用する市町村数は、前年度から81団体増加し、449団体となった。

(人・団体)



地域活性化起業人のカテゴリー別（令和5年度）



副業型地域活性化起業人の創設

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、**地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）**に対する特別交付税措置を創設。

自治体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

（対象：1,432市町村）

協定締結



＜新規＞ 副業型 協定締結



社員個人

民間企業

（大都市圏に所在する企業等）

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と企業が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
- 特別交付税
 - ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ②受入れの期間中に要する経費（上限560万円/人）
 - ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ②受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

- 官民連携により、デジタル人材・インバウンド人材・GX人材など、企業の即戦力人材の地方への流れを創出するため、**三大都市圏の企業に対し広く活用を促す**とともに、**自治体と企業のマッチング支援を行う**ことにより、地域活性化起業人の活用をさらに推進。

1. 制度概要

- 地域活性化起業人制度は、三大都市圏に所在する企業等の社員を市町村が一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域活性化を図る取組。平成26年度の制度創設時から起業人数等は年々**増加傾向**にあり、**令和5年度の起業人は779人、活用自治体は449団体、派遣企業は330社**と、それぞれ**過去最高**を記録。

2. 制度の更なる推進

- 地方公共団体の現場では、観光振興やデジタル人材などの専門人材の確保のため、今後も**起業人のニーズは増加する**と考えられる。
- 一方、制度を活用したい自治体において、**どのような企業に対し、どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 他方、企業においても社会貢献への意欲はあるものの、全国の自治体の具体的なニーズや受入れの可能性について把握できていない。
- こうした課題を解消し、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするために、次のような取組を行う。
 - ① 三大都市圏に所在する企業**約5万社に対するアプローチ**
 - ・ 企業**約5万社**に対し、地域活性化起業人制度（副業型を含む）の周知を図るとともに、制度活用の関心の有無、期待する効果等のニーズを調査することにより、**制度を活用する企業の掘り起こし**を行う。
 - ② **関心を持つ企業へのニーズ把握**
 - ・ 制度の活用に関心がある企業に対し、派遣可能な人材の**業務分野、派遣期間**、派遣可能な**地域**、その他活用を検討する上での**課題**など、より詳細な調査を実施し企業のニーズを把握する。
 - ③ 自治体と企業の**マッチング機会の提供**
 - ・ 制度活用を希望する**企業の情報を集約**するとともに、**自治体と企業のニーズをマッチングするための支援**を実施する。

企業派遣型 地域活性化起業人 活用事例（令和5年度）

北海道 小清水町 × 株式会社ルネサンス（地域経済活性化）

【取組内容・成果】

（派遣日：令和3年4月～）

① コミュニティ再生をめざす賑わいのある空間を監修

- R5年5月に供用開始した防災拠点型複合庁舎「賑わいのある空間」内に、ジム・スタジオ・カフェ・ランドリー・ボルダリングが併設され、各部門の監修を支援し、関係民間会社10社以上の連携をサポート。



② 住民の健康をサポート

- 町民の健康推進施策として、スポーツ庁の事業を始め、介護予防運動教室や町職員健康推進施策など、「健康」を切り口にした取組を行い、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の健康推進施策を展開。



広島県 東広島市 × 株式会社ABC Cooking Studio（地域産品の開発等）

【取組内容・成果】

（派遣日：令和5年10月～）

① 特産品を活用した商品開発

- 特産品である米を活用したテイクアウトメニューとして、米粉ドーナツを道の駅スタッフと共に開発・販売するなど、特産品を活用したメニューやレシピを多数考案。



② 米粉のピザ ワークショップ

- 道の駅「湖畔の里 福富」にある調理実習室を活用し、オリジナルの米粉ピザを作るワークショップを月2回程度実施。
- 道の駅で購入可能な野菜や特産品を使用した様々なレシピを基に、ワークショップを展開している。



島根県 隠岐の島町 × 株式会社JT B（観光振興等）

【取組内容・成果】

（派遣日：令和4年7月～）

① ジオパーク周遊コンテンツの開発

- ユネスコ世界ジオパークの認定10周年を記念し、隠岐諸島の4島を巡る周遊コンテンツを開発。ジオパークの魅力を1つのストーリーで結び付け、ゲーム感覚で楽しみながら学べるコンテンツとして謎解き宝探しを設置し、4島の滞在時間の拡大や消費単価の拡大を図った。



② 「JT B × 隠岐CM」の放映（魅力発信）

- 女優を活用したJT BのCMを隠岐で撮影し、6か月間放映。起業人自身も取材を受け、起業人としての取組内容、想いなどを動画にまとめ、JT B公式youtubeで公開。その他、JT Bの隠岐パンフレットを作成し、販売チャネルの拡大を実施。



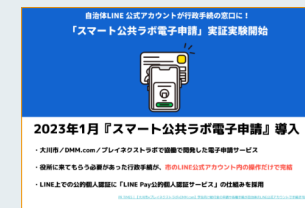
福岡県 大川市 × 合同会社DMM.com（自治体DX等）

【取組内容・成果】

（派遣日：令和5年4月～）

① LINEデジタル総合窓口

- 従来は来庁の必要があった証明書の申請や行政手続を、LINEで申請から決済まで完結するサービスを開発導入。
- 令和6年2月に開始した「出産子育て応援給付金申請」では開始2か月で250件以上、全体の96%をオンライン化することに成功。



② 市民向けのデジタル体験会

- 子育てや介護などにより、時間的制約のある女性や、就職先・職種の少なさから市外に流出しがちだった学生を対象に、Webデザインなどのデジタルスキルを身に付けることで新たな働き方を実現するための研修・体験会を開催。



3

地域の暮らしを守る取組

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6予算額：5.6億円

※内閣府予算計上

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	建 設 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食・宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	------------------	-----	------------------	------------------	-------------------------

人材派遣

利用料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

財政
支援

市 町 村

【組合運営費への財政措置】

1/2市町村助成

利用料収入1/2

1/4 国費

1/8
特別交付税

1/8
実質的な地方
負担

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

認定

都道府県

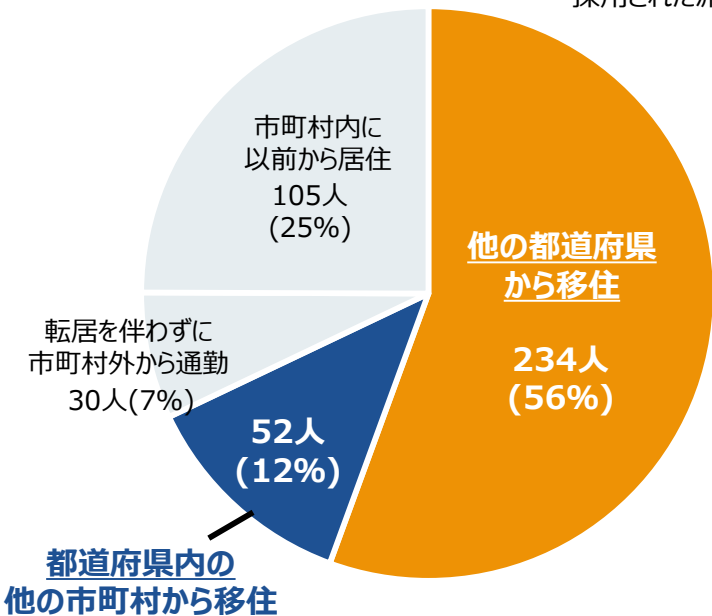
情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合制度が地域にもたらす効果①

地域外からの人の流れの創出

●派遣職員の居住状況

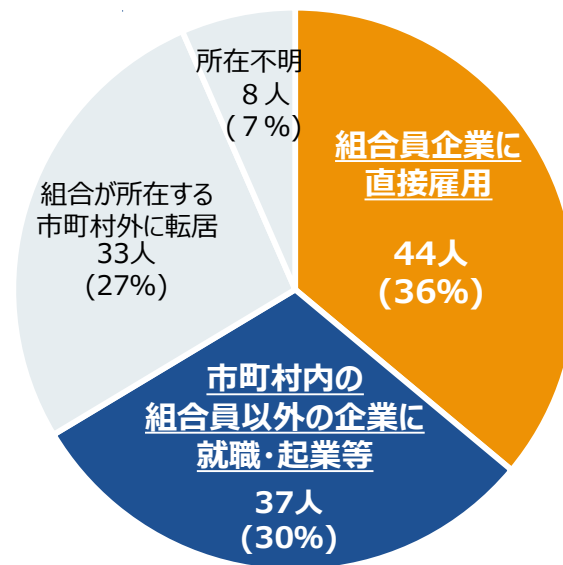
制度開始以降 令和 5 年10月1日までに
採用された派遣職員（421人）



派遣職員の約 7 割が地域外からの移住者

●派遣職員の退職後の動向

派遣職員(421人) のうち
退職した職員（122人）



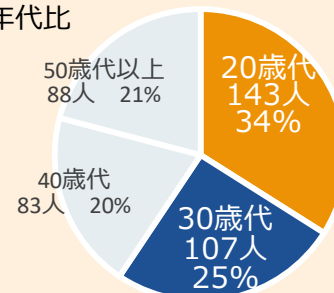
退職者の約7割がそのまま定住

こんな人が派遣職員になっています

制度開始以降 令和 5 年10月1日までに採用された派遣職員（421人）のうち

- 約 6 割の250人は20代・30代
- 27人はUターン者
- 12人は地域おこし協力隊の経験者

●派遣職員の年代比



特定地域づくり事業協同組合制度が地域にもたらす効果②

地域内の雇用創出

- 累計421人の派遣職員（R5.10.1時点）の派遣先として、計843事業者の仕事を組み合わせることで雇用を創出

担い手不足の解消

- 担い手不足の業種にも職員を派遣

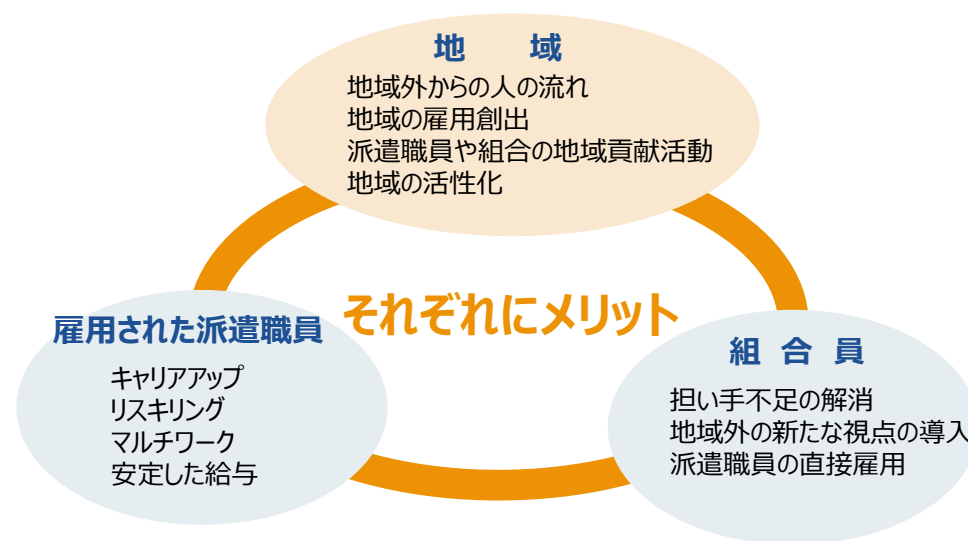
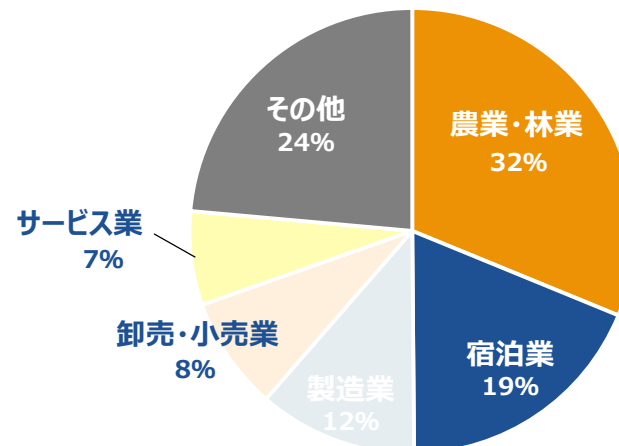
地域貢献

- 地域内の草刈り、清掃活動等への参加 7 組合
 - 地域のお祭り、イベント等への参加 14 組合
 - スポーツ教室講師、音楽活動等の地域貢献の実施 等
- ※音楽の専門教育を受けた若者が職員として雇用され、音楽活動を行うことで地域社会の文化の質の向上に貢献するような事例あり

リスキングの推進

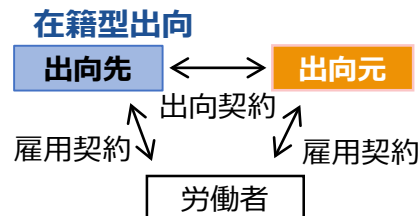
- 組合のキャリアアップ措置等の実例
 - ・大型特殊免許取得費用の助成（農業関係）
 - ・草刈機等の取扱研修（林業関係）

主な派遣先（労働時間割合）



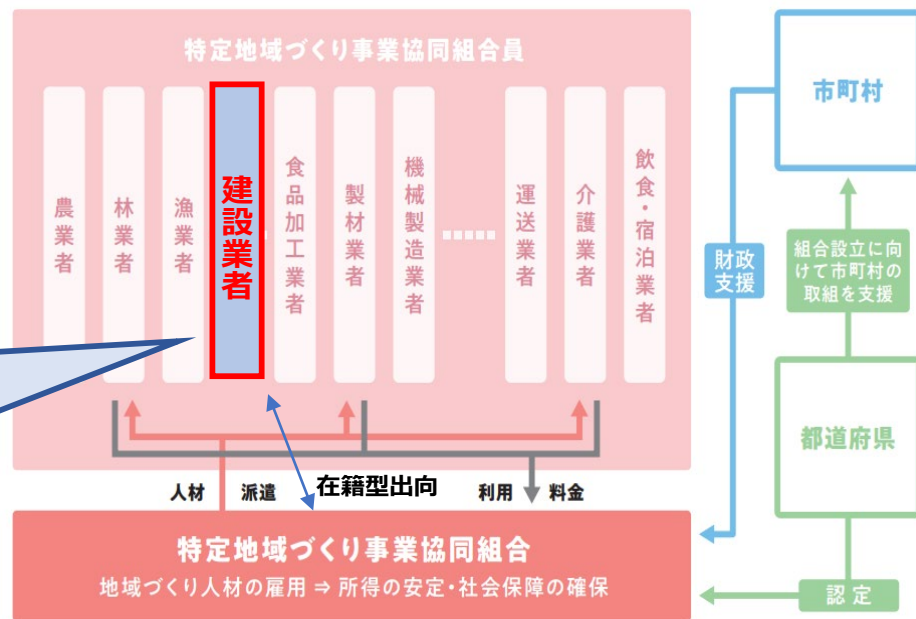
建設業務への在籍型出向の活用について（地方分権提案を受け、令和5年度に明確化）

- 特定地域づくり事業協同組合において、**農閑期も含めて組合で安定した通年雇用を実現できるよう、建設業務への派遣を可能とするよう**自治体から提案があった（令和5年度地方分権提案）。
- 提案の趣旨や、組合が都道府県の認定を受けている特別の事情等も鑑み、組合の職員が在籍型出向によって現行の労働者保護措置を保ちつつ、建設業務に従事する場合の要件について**以下のとおり整理**。



※在籍型出向は、
 (1)関係会社での雇用機会の確保
 (2)経営指導、技術指導の実施
(3)職業能力開発の一環
 (4)企業グループ内の人事交流の一環
 等の目的を有して行われる必要がある

**農閑期を含め
年間を通じた安定した雇用を実現**



在籍型出向によって建設業務に従事させる場合の要件

- ① **組合の雇用する労働者と出向先（建設業者）との雇用契約の締結** 建設業務については、現行の法令による特別の保護措置が組合の雇用する労働者にも適用されるよう、出向先の建設業者と雇用契約を結んだ上で建設業務に従事すること。
- ② **出向者に対する研修の実施** 建設業務に関する知識・技術・技能（地域での継続就労に資するような汎用性のある技術や技能）について、OFF-JT、OJT、安全教育、自社社員向けの研修に参加させる等の方法により研修を実施すること。

特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています

- ・新たに担当になった方
 - ・組合を管轄する市町村職員の方
 - ・実際に組合として活動している方
 - ・組合を立ち上げる事業者の方
- にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
市町村や、市町村を通じて事業者の方にも是非周知をお願いします。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html



総務省トップ > 政策 > 地方行政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

- ▶ [地域力の創造・地方の再生](#)
- ▶ [地域おこし協力隊](#)
- ▶ [地域活性化超業人](#)
- ▶ [ローカル10,000プロジェクト](#)
- ▶ [ローカルハブ](#)
- ▶ [地域運営組織](#)
- ▶ [特定地域づくり事業協同組合制度](#)
- ▶ [地域運営組織](#)
- ▶ [移住・交流情報ガーデン](#)
- ▶ [関係人口](#)
- ▶ [ふるさとワーキングホリデー](#)
- ▶ [お試しサテライトオフィス](#)
- ▶ [山田村交流プロジェクト](#)
- ▶ [地域人材ネット\(地域力創造アドバイザー\)](#)
- ▶ [地域企業人材支援事業](#)
- ▶ [人の流れの創出した効果的移住推進策事例集](#)
- ▶ [エネルギーインフラプロジェクト](#)
- ▶ [地域づくり大賞](#)
- ▶ [地域対策](#)

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

< 特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~制度編~ [自治体職員の方向け] >



< 特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~組合編~ [一般の方向け] >



特定地域づくり事業協同組合制度とは

特定地域づくり事業協同組合 活用事例①

組合名	海士町複業協同組合（島根県海士町）
人口	2,267人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和2年12月4日
派遣予定の産業分野	食料品製造業、宿泊業、漁業、農業、協同組合、広告業
派遣利用料金	1,184円/時（税込）
派遣職員の給与	月収20万円
派遣職員の募集方法	自社WEB、SNS、採用イベント、移住ツアー
事務局職員構成	事務局長、職員1名
事業計画 （今後3年間）	派遣職員数：R6 20名→R7 30名→R8 40名 派遣先事業者数：R6 40者→R7 40者→R8 40者

人材面の特色

- ・R6.6.1までに職員数はすべて移住者で20名になる見込み（現職16名、内定4名）。また、R6.2.1時点の累計雇用数は24名（退社8名）。退社した8名のうち、4名は組合員事業所へ就職している。
- ・様々な事業所で働く中で、各事業所の改善点のフィードバックを行ったり、各事業者間をつなぐ役割となり、後々は新しい産業を立ち上げ独立していくことを期待。
- ・年齢層は20～40代で平均年齢は30歳。職員の前職は様々だが、一次産業が前職という者はいない。

派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	食料品加工業 （水産物加工）			宿泊業（接客）			農業（畜産）			漁業（定置網漁）		
職員B	漁業（定置網漁）			協同組合（漁協）			食料品加工業 （水産物加工）			農業（畜産）		
職員C			宿泊業（接客）				広告業 （ふるさと納税）			漁業（定置網漁）		
職員D	漁業（定置網漁）			食料品加工業 （水産物加工）			農業（畜産）			食料品加工業 （水産物加工）		

組合名	事業協同組合かわかみワーク（奈良県川上村）
人口	1,156人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和3年2月26日
派遣予定の産業分野	飲食料品小売業、汎用機械器具製造業、食料品製造業、宿泊業、その他の小売業、飲食店
派遣利用料金	950円/時（税込）
派遣職員の給与	月収18万円
派遣職員の募集方法	組合HP、移住交流サイト、村HP
事務局職員構成	事務局長（派遣元責任者）、職員1名
事業計画 （今後3年間）	派遣職員数：R6 1名 →R7 6名 →R8 6名 派遣先事業者数：R6 16者→R7 18者→R8 20者

人材面の特色

- ・派遣職員は、これまで9名を雇用。うち7名は退職、2名が現職。
- ・移住定住施策の担当課から川上村の見学者（移住定住検討者）に対して組合の紹介を実施しており、その中から組合に興味を持つ人が出てきている状況。
- ・派遣職員には、将来的に派遣先事業者へ直接雇用につなげ、事業の継承など担い手としての活躍を期待。5名が派遣先への直接雇用につながついている。
- ・地域おこし協力隊員や村民に村から声掛けし、事務局長1名、事務局職員1名を確保。

派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	食料品製造業 （素麺製造）		飲食店 （カフェホール スタッフ）		宿泊業 （クリーン キーパー）		飲食料品小売業 （移動販売）		その他の小売業 （ガソリンスタンド）		汎用機械器具 製造業 （金属加工）	

特定地域づくり事業協同組合 活用事例②

組合名	おぐにマルチワーク事業協同組合（山形県小国町）
人口	6,931人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和3年11月11日
派遣予定の産業分野	農業、窯業・土石製品製造業、ガス業、熱供給業、宿泊業、飲食店、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業
派遣利用料金	1,150円/時（税込）
派遣職員の給与	月収18万円
派遣職員の募集方法	テレビ、新聞、スマウト、縁故
事務局職員構成	事務局長1名、職員1名
事業計画（今後3年間）	派遣職員数：R6 7名→R7 12名→R8 15名 派遣先事業者数：R6 17者→R7 17者→R8 18者

人材面の特色

- ・派遣職員は県外からの移住者7名を雇用していて、うち1名が同町出身、1名が県内他市町村出身である。退職者2名は県外の地域おこし協力隊などとして転職した。
- ・様々な事業所で働く中で、将来的には組合員事業所への直接雇用や町内で起業することを期待しているが、今の職員は季節ごとの派遣先選択肢を増やして、よりキャリア探究ができる派遣体制を創るための開拓者として位置付けている。
- ・これまでに採用した9名の派遣職員は年齢20代が6名、30代が3名で、前職は飲食店、建設業、小売業、設計業と多様である。
- ・事務局職員は、事務局長1名と職員1名の計2名。事務局長は元地域おこし協力隊で町役場と連携して移住を促進している。

派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	農業(田植え)			宿泊業 (温泉宿泊施設)			農業 (稲刈り)		娯楽業(スキー場)			
職員B	農業(田植え・草刈り・防除・稲刈り)								飲料・たばこ・ 飼料製造業(酒造業)			
職員C	宿泊業(温泉宿泊施設)								ガス業 (ガラストイレ)		熱供給業	
職員D	窯業・土石製品製造業(炭素加工)								飲食店(和食)			

組合名	十日町市複業協同組合TOMOWORK(新潟県十日町市)
人口	49,820人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和5年5月16日
派遣予定の産業分野	農業、林業、不動産賃貸業・管理業、広告業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業
派遣利用料金	1,210円/時（税込） 除雪業務は1,925円/時（税込）
派遣職員の給与	月収19万円
派遣職員の募集方法	メディア媒体や組合HPによる広報、地域おこし協力隊OBOG、十日町市移住コンシェルジュとの連携
事務局職員構成	事務局兼派遣元責任者2名、職員1名
事業計画（今後3年間）	派遣職員数：R6 6名→R7 6名→R8 6名 派遣先事業者数：R6 12者→R7 12者→R8 12者

人材面の特色

- ・派遣職員は、6名の採用に向けて募集する予定。主に県外からの移住者（元地域おこし協力隊含む）に周知を予定している。
- ・様々な事業所で働く中で、技術を身につけ、後々は組合員事業所への直接雇用や市内で起業することを期待している。
- ・派遣職員6名の募集は20代から30代をメインターゲットとし、元地域おこし協力隊、移住希望者等、前職や経歴を問わず広く募集をかける。
- ・事務局は、事務局兼派遣元責任者2名（内事務局長1名）と職員1名の計3名。事務局は市の移住コンシェルジュとしても活動しており、移住希望者の仲介を含めて運営をサポートしている。

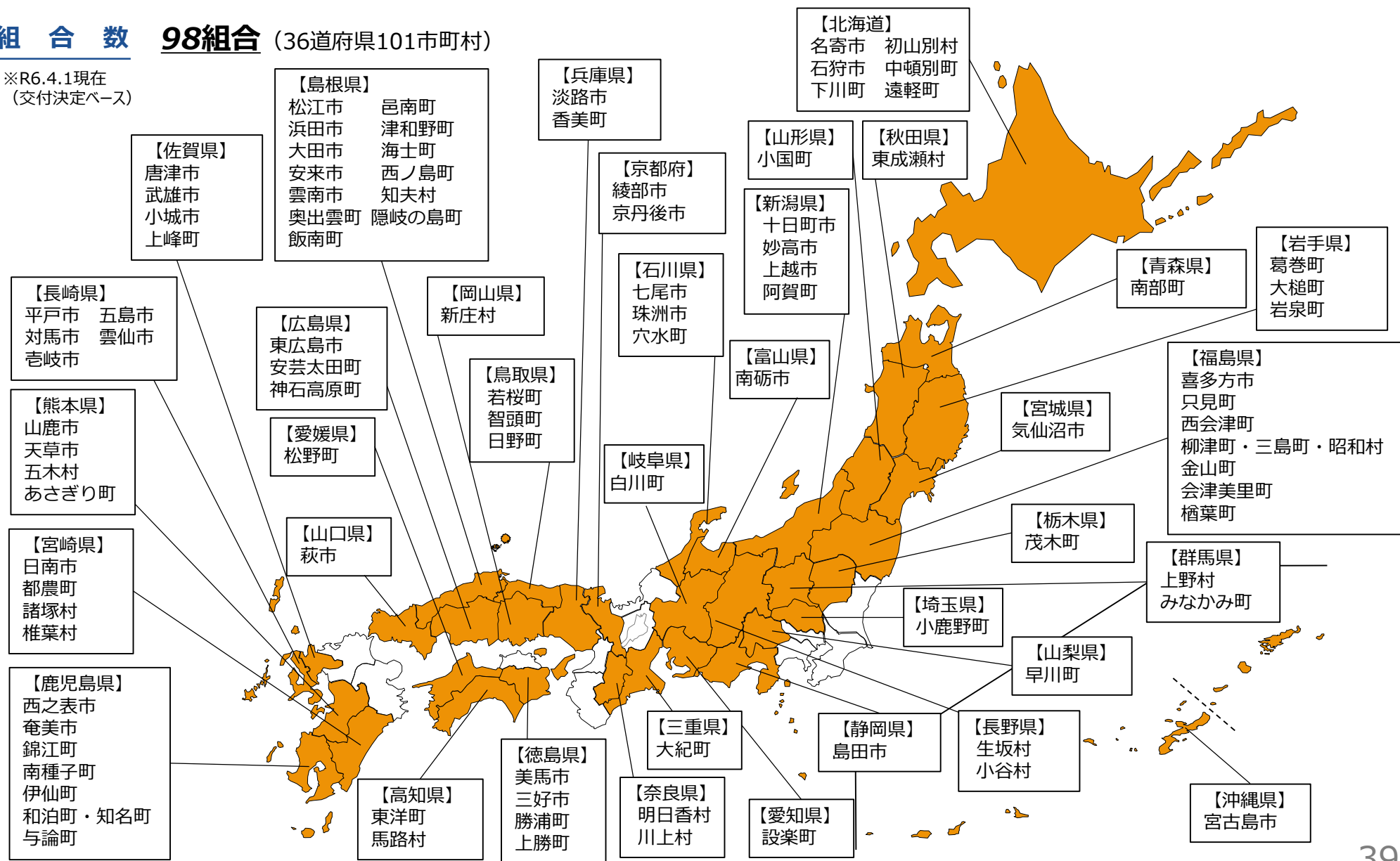
派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
職員A	その他の生活関連サービス業（除雪）	農業（稲作・畑作）							その他の生活関連サービス業（除雪）				
職員B	その他の生活関連サービス業（除雪）	林業（伐採）							その他の生活関連サービス業（除雪）				
職員C	社会福祉介護事業	農業（稲作・畑作）							社会福祉介護事業	その他の生活関連サービス業（除雪）			社会福祉介護事業
職員D	不動産賃貸業・管理業（一般事務全般）			広告業（一般事務全般）		不動産賃貸業・管理業（一般事務全般）			広告業（一般事務全般）				

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 98組合 (36道府県101市町村)

※R6.4.1現在
(交付決定ベース)



地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等



●全国セミナー

国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出。



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- 移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- 移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



地域運営組織（RMO）の必要性と支援策

地域運営組織の必要性

● 地域が直面する課題

- ・高齢化による生活機能の低下
- ・人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下 等



「町内会や社会福祉団体、NPO等が
バラバラに取り組んでも解決するのは難しい…」



「おおむね小学校区くらいの範囲で、
地域で暮らす人々や、様々な団体の関係者の
話し合いにより活動が行われる、地域運営組織が必要！」

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題への支援

● 地域運営組織の持続的な運営に向けた課題

- ・活動の担い手となる人材の不足
- ・団体の役員・スタッフの高齢化
→ “ヒト”に関する課題
- ・活動資金の不足
→ “カネ”に関する課題



● 課題への支援

- ・“ヒト”に関する支援
 - 地域運営組織の事務局スタッフ等に
「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用
- ・“カネ”に関する支援
 - 地域運営組織の設立、運営及び活動経費に対して
地方財政措置
 - 地域運営組織が行う生活支援の取組や
「なりわい」を創出する活動等を支援する
「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の活用

上記の内容をまとめた動画はこちら

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html



地域運営組織（RMO）の活動実態

団体数

令和5年度は地域運営組織が全国で**7,710団体**が確認され、令和4年度（7,207団体）から503団体増加（7.0%増）し、平成28年度に比べて約2.5倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**874市区町村**であり、令和4年度（853市区町村）から21市区町村増加（2.5%増）

組織形態

法人格を持たない**任意団体が90.4%**、NPO法人が3.6%、認可地縁団体が2.3%

構成団体

（複数回答）

自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は77.9%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.1%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（48.1%）が続く。

活動拠点

活動拠点を有する団体が95.3%、このうち65.5%が公共施設を使用

活動内容

祭り・運動会・音楽会などの運営（69.6%）が最も多く、交流事業（68.5%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（60.2%）などが続く。

収入

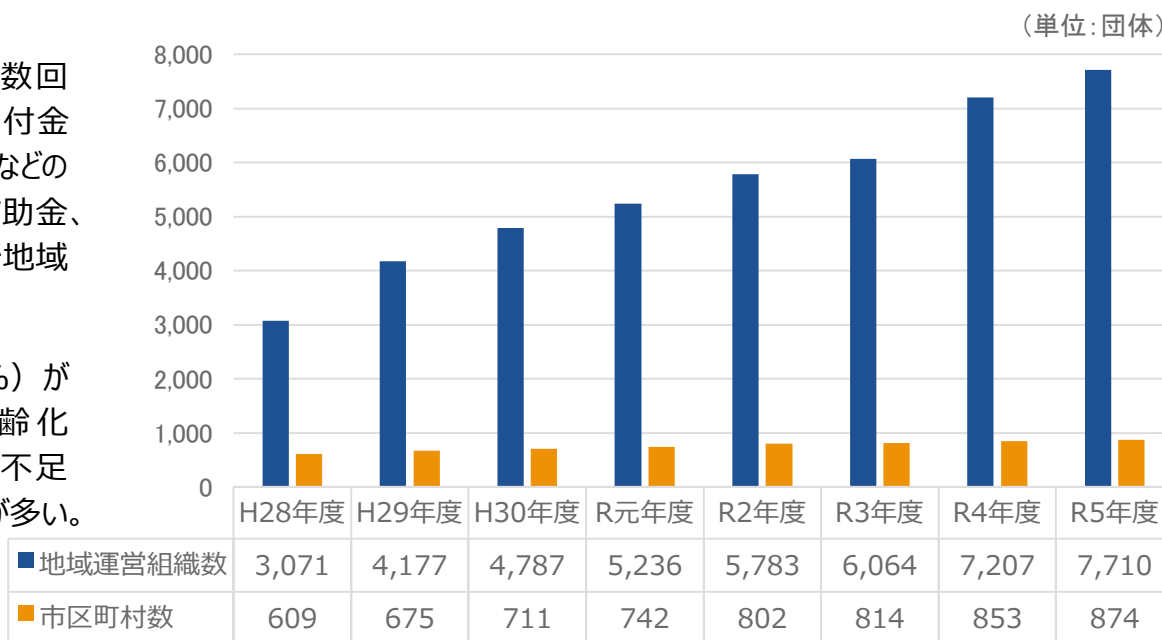
（複数回答）

収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.5%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.4%

課題

（複数回答）

活動の担い手となる人材の不足（78.4%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（59.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（59.6%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員の研修費 等）
…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）
…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等） …普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等） …特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。  **現在の過疎関係市町村は885団体
(全市町村の51.5%)**

3 主な支援策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債** （令和6年度計画額 5,700億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率がさ上げ** （統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例） ※ 適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長

(2) その他の施策

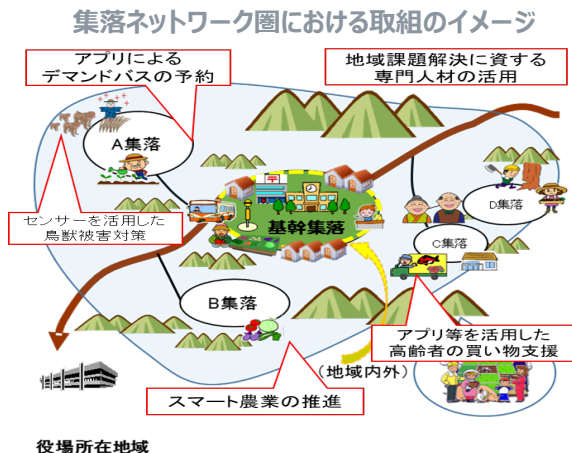
- ・ **過疎地域持続的発展支援交付金** （令和6年度当初予算額 8.0億円）

過疎地域持続的発展支援交付金

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）



【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

- 黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、
- ① バスの運行形態を見直し
 - ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】 エコナビ利用者数の増加、地域エコナビ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県等が行う人材育成事業を支援。

（市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。（1/2補助）

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- 交付対象経費の限度額 1,500万円 (定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業 (+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 (+1,000万円)
- 上記(①+②) 併用事業 (+1,500万円)

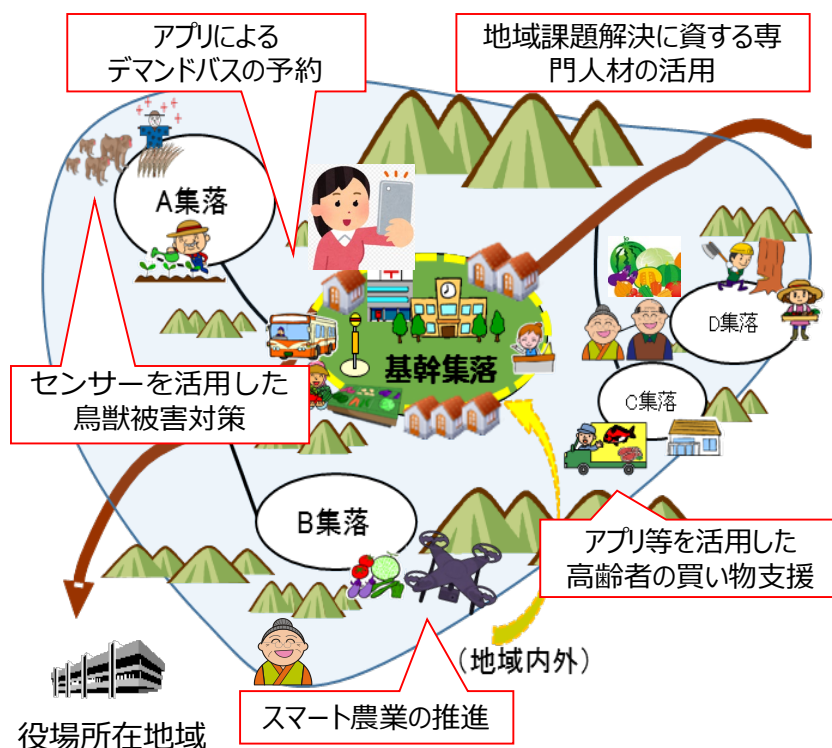
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域における税制特例措置・地方税の減収補てん措置の延長

- 過疎地域における事業用設備を取得等した場合の割増償却制度（所得税・法人税）の期限を、**3年間延長（令和6年3月31日 → 令和9年3月31日）**。
- 条例に基づく課税免除等に係る地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の減収補てん措置についても、期限を**3年間延長（令和6年3月31日 → 令和9年3月31日）**。

参考：現行制度概要	割増償却（国税）		課税免除等に係る地方税の減収補てん措置		
対象税目	● 所得税、法人税		● 事業税、不動産取得税、固定資産税		
措置内容	● 個人または法人の減価償却額を以下のとおり上乗せ ・機械等：普通償却限度額に32％上乗せ ・建物等：普通償却限度額に48％上乗せ		● 都道府県又は市町村が、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合の減収分の75％を普通交付税で補てん		
期間	● 5年間		● 事業税、固定資産税：最初に課税免除等を行った年度から3年間（畜産業・水産業は5年間） ● 不動産取得税：当該年度分のみ		
対象業種・取得価額等					
	事業者の規模（資本金）		個人又は5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
	対象となる設備投資		新增設及び改修（改築・修繕）等	新增設	
	対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		
※畜産業・水産業（事業税のみ）： 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1／3超～1／2以下の場合に該当					

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費
(報償費、旅費、委託費等)

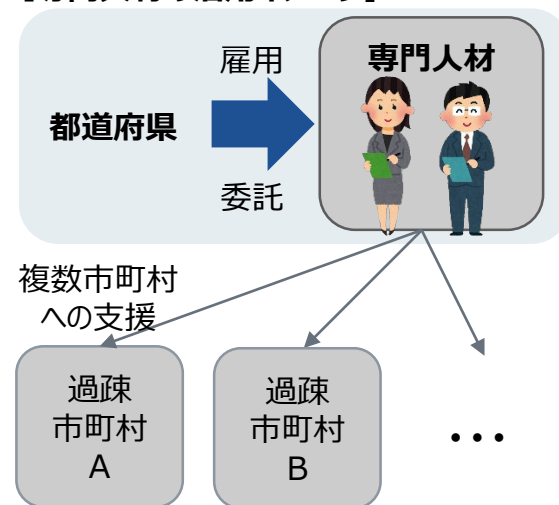
要件

- ①過疎地域その他の条件不利地域
(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)
を有する複数の市町村への支援が対象
- ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、
関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- **産業振興（農林水産業）**
 - ・・・販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- **産業振興（商工業、その他）**
 - ・・・サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- **産業振興（観光）**
 - ・・・観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- **地域における情報化**
 - ・・・情報通信技術の利活用 等
- **地域公共交通の確保**
 - ・・・地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- **生活環境の整備**
 - ・・・水道事業経営 等
- **高齢者等の保健・福祉**
 - ・・・地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- **医療の確保**
 - ・・・医療政策支援 等
- **教育の振興**
 - ・・・ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- **集落の整備**
 - ・・・集落対策、空家対策 等
- **地域文化の振興**
 - ・・・文化財保護 等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
 - ・・・再生可能エネルギーの導入支援 等

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 485万円

兼任 40万円

※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況 (R5年度)

専任 2,214人

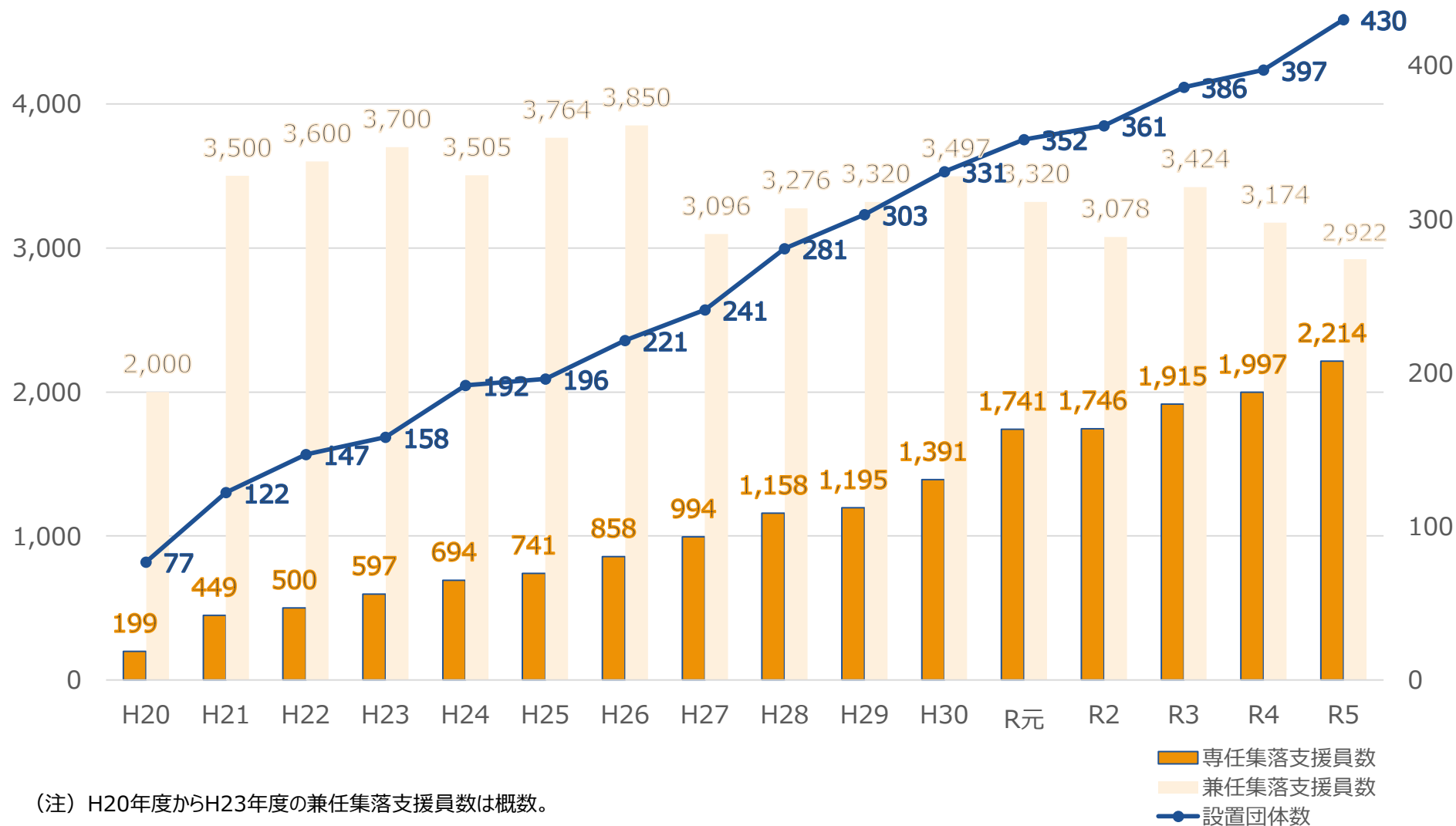
兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 4 割が60代
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

集落支援員の人数・設置団体数の推移（H20～R5）

・専任集落支援員は、毎年増加しており、令和5年度は2,214名。



集落支援員活用事例

新潟県糸魚川市 伊藤 こずえ

前職：会社員 活動時期：H28.9～

【活用方法】

- ・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。



【活動内容】

- ・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
- ・高齢者サロンの開催
- ・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施



山形県酒田市 阿部 彩人

前職：地域おこし協力隊員 活動時期：R3.4～

【活用方法】

- ・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
- ・地域の課題に応じた人材を任用。



【活動内容】

- ・地域おこし協力隊員の時から、地域の話合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
- ・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
- ・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施



兵庫県朝来市 小島 公明

前職：市役所職員 活動時期：H30.5～

【活用方法】

- ・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。



【活動内容】

- ・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
- ・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
- ・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援

高知県室戸市 川島 尚子

前職：室戸世界ジオパーク推進協議会 活動時期：H29.11～

【活用方法】

- ・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。



【活動内容】

- ・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
- ・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
- ・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
- ・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施

集落対策に関する研修会の開催

- 人口減少・高齢化が進む中で、各地域の集落においては、集落活動の担い手となっている世代の高齢化が進み、**地域によっては、集落における生活の維持が困難**になってきている。
- 地域住民の力だけでは様々な課題に対応していくことには限界があり、行政による支援が必要。
- **各自治体職員や集落支援員から集落対策に関する研修を望む声**が多い。
- これらを踏まえ、国、都道府県、市町村それぞれに求められる役割を改めて確認するとともに、役割を踏まえた活動を行っている事例を共有することにより、各地域における集落対策の取り組みが進むよう、**令和5年度に初めての研修会を開催**（オンライン）。

研修会の概要

・研修会1日目

（1）開催日時

令和5年9月6日（水）
13:30～16:00

（2）主な受講対象者

都道府県及び市町村職員

（3）内容

- ・法政大学岡崎名誉教授による講演
- ・集落対策の喫緊性について
- ・集落ネットワーク圏、地域運営組織について
- ・集落対策において各機関に求められる役割について
- ・集落対策に係る地域力創造グループ施策の紹介

・研修会2日目

（1）開催日時

令和5年9月7日（木）
13:30～15:50

（2）主な受講対象者

都道府県及び市町村職員

（3）内容

- ・集落対策の取り組み事例について
- ・各自治体における取組事例の紹介

・研修会3日目

（1）開催日時

令和5年9月8日（金）
13:30～16:45

（2）主な受講対象者

活動中の集落支援員

（3）内容

- ・法政大学岡崎名誉教授による講演
- ・集落支援員に求められる役割について
- ・集落支援員の活動のポイント
- ・自治体における集落支援員の活動事例紹介
- ・集落対策に係る地域力創造グループ施策の紹介

各回とも約700人の出席があり、受講者を対象としたアンケートにおいて、支援制度の内容や具体的な取り組み事例へのニーズが高いことが判明。
今年度も昨年度と同時期に研修会を開催予定。

4

地域におけるDXの推進

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定）

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
 - ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ③ 公金収納におけるeLTAXの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバйд対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

■自治体DX全体手順書（2024.4.24改定）

- ・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 （2023.9.29改定）

- ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書 （2024.4.24改定）

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

■自治体DX推進参考事例集（2024.4.24改定）

- ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

人材育成・確保基本方針策定指針の概要（デジタル人材関係部分）

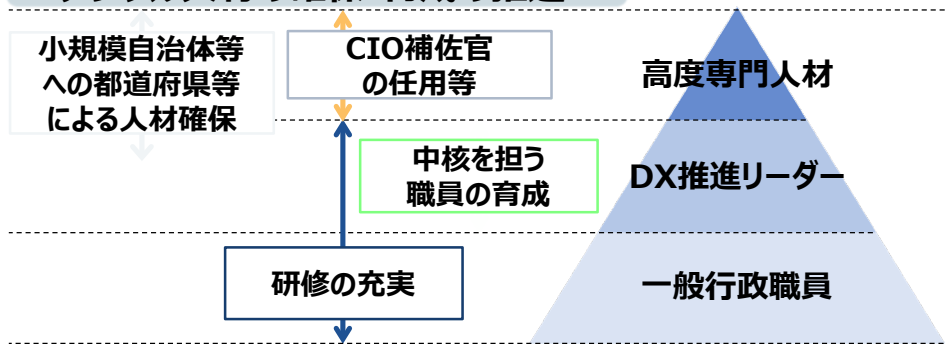
1. 新たな指針について

- 平成9年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和4年4月1日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- 求められる職員像・職務分野等に応じ必要なスキルを明確化
- 特に必要となる人材について、可能な限り定量的な目標を設定、定期的に検証、取組を改善
- 首長等が積極的に関与、人事担当部局と関係部局が連携
- 単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～



3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

- 「高度専門人材」「DX推進リーダー」「一般行政職員」の人材像ごとに想定される役割を整理
- 職員のデジタル分野の知識・スキルの水準等を把握の上で、人材像ごとに育成・確保すべき数値目標を検討・設定
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する都道府県による支援
- デジタル分野の専門性と行政官としての専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができるキャリアパスの提示

都道府県と市区町村が連携したDX推進体制の現状等について

要請

- 地域におけるDXの取組を全国津々浦々に広げていくため、**都道府県と市町村等が連携したDX推進体制を構築**することが必要。
- そのため、1月19日に**都道府県知事・市町村長宛に大臣書簡及び通知を発出し、各都道府県において、推進体制を構築・拡充するよう要請**。
- 都道府県と市町村との連携は一定程度進んでいるが、一部では効果的な推進体制になっていない可能性。

✓（対市区町村）都道府県と連携していますか？

- ・管内自治体の**60%以上が「連携している」**と回答した地域 : **22都府県**
- ・管内自治体の**60%以上が「連携していない」**と回答した地域 : **6道県**

調査

- 令和6年1月19日の大臣書簡発出も踏まえ、**全47都道府県に市区町村支援の現状等に係る調査を実施**
- 調査はアンケートに加え、**市区町村支援の責任者の同席のもとオンラインヒアリングも実施**
【主な調査項目】市区町村への支援体制の整備、デジタル人材の育成・確保に係る支援（研修、アドバイザー派遣等）
市区町村支援に係る課題など



大臣書簡発出を受け、取組に着手・加速した都道府県もあるが、都道府県の意識・取組に濃淡



好事例

- **全県市町村長会議で知事も交えDXを議論、外部人材によるDX進捗把握等**を実施
【和歌山県】
- **R3年度当初から外部人材も活用し市町支援を展開、市町職員向け「DXブートキャンプ」企画**
【福井県】
- **地元企業等のデジタル人材を活用し、市町村を伴走支援。デジタル人材が全市町村訪問（県職員が同行の場合あり）し、課題の把握等を実施。**【熊本県】



複数の都道府県が抱える悩み

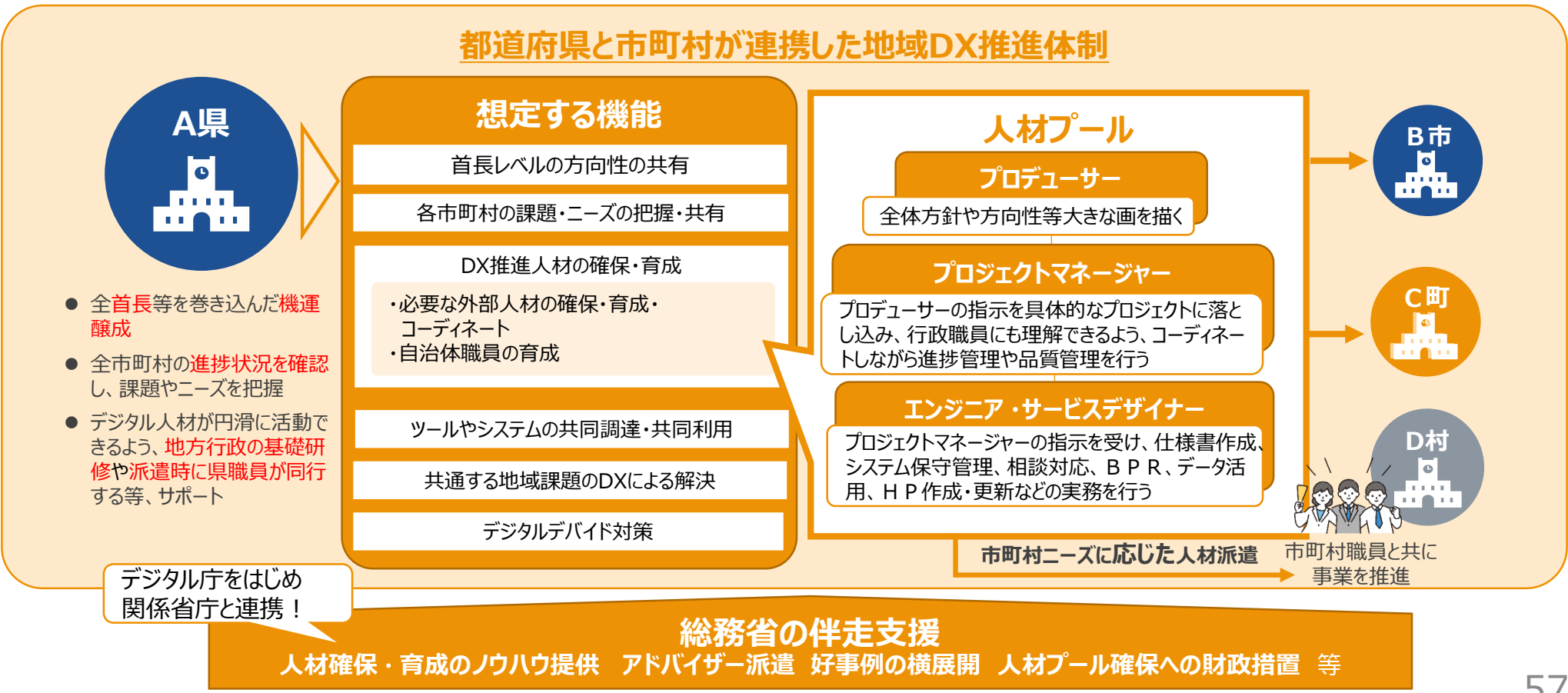
- **先進自治体が登場する一方、第二集団ができておらず、市町村間のばらつきが大きい**ほか、**首長を含む庁内での温度差**がある
- 市町村の多くは**担当者が標準化対応で手一杯**（他の取組を行う余力が無い）
- **相談体制を整備したが活用されていない**
- **財源や人員に限りがある中で、県庁のDXも推進する必要があり、市町村支援に手が回らない**

概要

都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充による人材強化

- 全自治体が自治体DX推進計画の実現に向けて取組を進める中、特に小規模市町村においては、DXを進める人材の確保に苦慮。
 - 市町村のDX人材のニーズとしては、行政事務やマネジメントについて知見のあることが求められており、また、高度専門人材だけでなく、各部局の職員と連携し、自治体業務を継続的かつ直接的に実施できる人材など、多様な人材が求められている。
- ⇒ 都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充を加速し、令和7年度中にすべての都道府県で推進体制を構築し、その中で市町村の求めるDX支援のための人材プール機能を確保できるよう、総務省としての支援強化を図る。

※定住自立圏制度や連携中枢都市圏制度等も必要に応じ活用



都道府県と市町村が連携したDX推進体制の先進事例

I 知事と全首長による協働宣言（愛媛県）

- ✓ 協働宣言に基づき「**愛媛県・市町DX推進会議**」を設置し、「チーム愛媛」として一体となってDXを推進
- ✓ 推進会議に設置した**統括責任者と県が各市町を訪問し、機運醸成**
- ✓ 推進会議で**5分野5人の専門人材**を確保し、**ニーズに応じ**市町を支援
- ✓ 事例共有等を兼ねた**合同研修**を年2回実施

確保している人材（R5）

プロデューサー：1人
プロジェクトマネージャー：1人
サービスデザイナー：5人



II 人材を県と市町で共同採用（広島県）

- ✓ 県全体でDXを推進し、**デジタル人材を共同で採用・育成・活用**する枠組みとして「**DXShipひろしま**」を構築
- ✓ デジタル人材を県と市町共同で採用し、単独では人材の確保が難しい市町に**当該市町の常勤職員として配属**
- ✓ 採用した即戦力人材については、**市町へ配属前に、行政の基礎的な知識や市町の取組状況に関する研修**を実施

確保している人材（R5）

プロデューサー：2人
プロジェクトマネージャー：2人
サービスデザイナー：3人



III 民間デジタル人材の派遣（熊本県）

- ✓ **地元企業等のデジタル人材**を活用し、市町村を伴走支援
- ✓ デジタル人材が**全市町村訪問（県職員が同行する場合もあり）**、ヒアリングを行い**ニーズに沿った支援**を実施
- ✓ 県で**週1回デジタル人材を対象に勉強会**を実施
- ✓ チャットツールを導入し、**県・市町村の職員が日常的に意見交換**

確保している人材（R5）

プロジェクトマネージャー：3人
エンジニア・サービスデザイナー：7人



IV 市町村情報システムの共同調達（長野県）

- ✓ 全市町村で構成される**一部事務組合に県職員と市職員を派遣**
- ✓ 長野県市町村自治振興組合においてシステムの**共同構築、共同調達、共同運用**を行うことで、市町村の業務負荷を軽減

確保している人材（R5）

プロデューサー：2名
プロジェクトマネージャー：2名
エンジニア・サービスデザイナー：5名



デジタル人材の計画的な確保・育成の推進

① デジタル人材像の明確化等【R5補正：0.2億円（新規）】

- 令和5年12月「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定。その中で、**デジタル人材の確保・育成に係る留意点を明示**
- 令和6年夏頃に「**デジタル人材確保・育成に係る参考書**」（仮称）を策定予定（R5補正事業により先進団体の調査等の実施）

<デジタル人材に係る留意点概要>

高度専門人材、DX推進リーダー、一般行政職員ごとに想定される人材像や役割を整理し、育成・確保を推進 等

- 職員のデジタル分野の知識・スキル等を把握の上で、**求められる人材のレベルごとに育成・確保すべき目標を設定**
- 人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層のコミットメント等**によるデジタル人材の育成・確保に係る推進体制の構築
- 自団体だけではデジタル人材の育成・確保が困難な市区町村に対する**都道府県による支援**
- デジタル分野の専門性・行政官の専門性を合わせて向上させながらキャリアアップを図ることができる**キャリアパスの提示**

②③④ 地方財政措置

※いずれも令和7年度までの
特別交付税措置（措置率0.7）

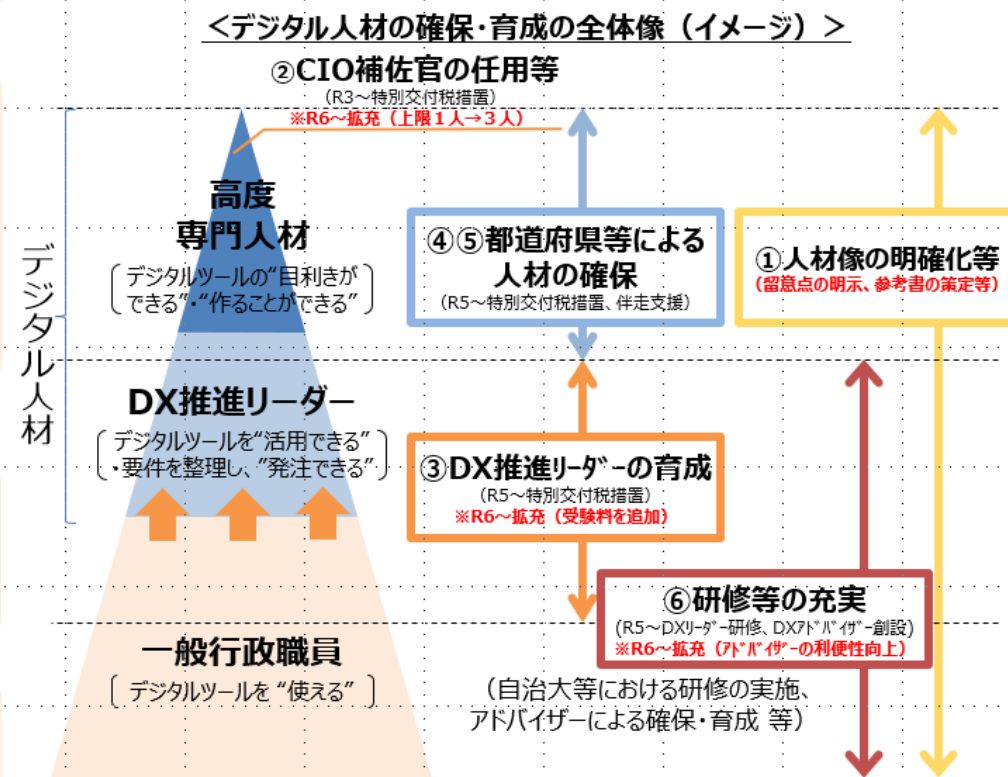
- ② 市町村が**CIO補佐官等として任用等に要する経費**
対象経費：任用等に関する経費、募集経費
- ③ **DX推進リーダーの育成に係る経費**
対象経費：研修に要する経費、民間講座の受講料、一定の専門的な資格を取得するための受験料等
- ④ **都道府県等による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する経費
対象経費：確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費
民間事業者への委託費、募集経費

⑤ 都道府県等による人材確保伴走支援【R6当初：0.8億円（継続）】

- デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を採択し、**デジタル人材確保に向けた取組を伴走支援**
※ 令和5年度は2団体を採択

⑥ 研修等の充実

- DX推進リーダー育成研修の実施**のほか、**DXアドバイザーの支援分野**としてデジタル人材の確保・育成を明確化するとともに**派遣時間等を柔軟化**



※3 総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」

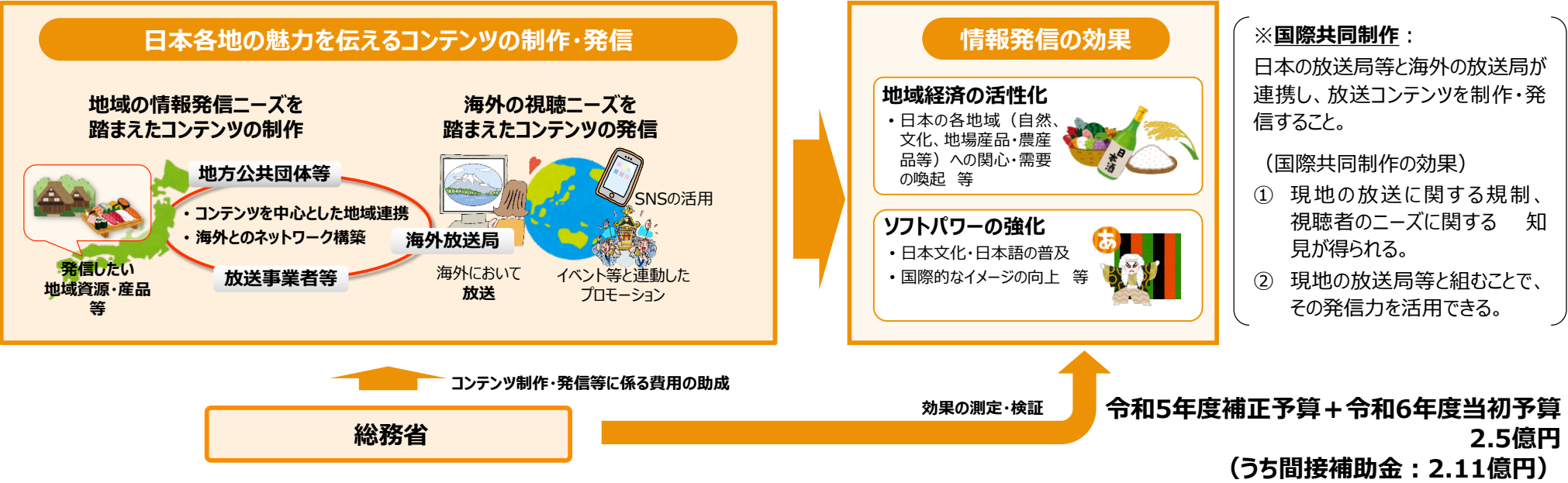
5

地域情報の発信

地域情報発信力強化事業 [補助事業]

- 我が国の地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体と放送事業者等が連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送事業者と共同で制作（国際共同制作※）して世界で発信する取組等を支援。
- コロナ禍後のインバウンドの本格的な再開の機会を捉え、我が国に対する関心を高めて各地域に海外から需要を呼び込み、地域経済の活性化やソフトパワーの強化を推進。

事業イメージ



【参考】間接補助事業者の公募について

- 間接補助事業者の公募期間は令和6年5月13日～6月14日。
- 令和6年度の採用想定数は、14～20企画程度。

スケジュール

公募期間	: 5月13日～6月14日
審査	: 6月中旬～7月中旬
採択・交付決定	: 8月上旬
番組制作	: 8月中旬～
放送・効果検証	: 11月以降
間接補助事業終了	: 翌1月31日

公募・採用方針

自走化が期待出来る、放送コンテンツの海外展開に真に意欲的なローカル局等を優先して採用する。

主な評価ポイント

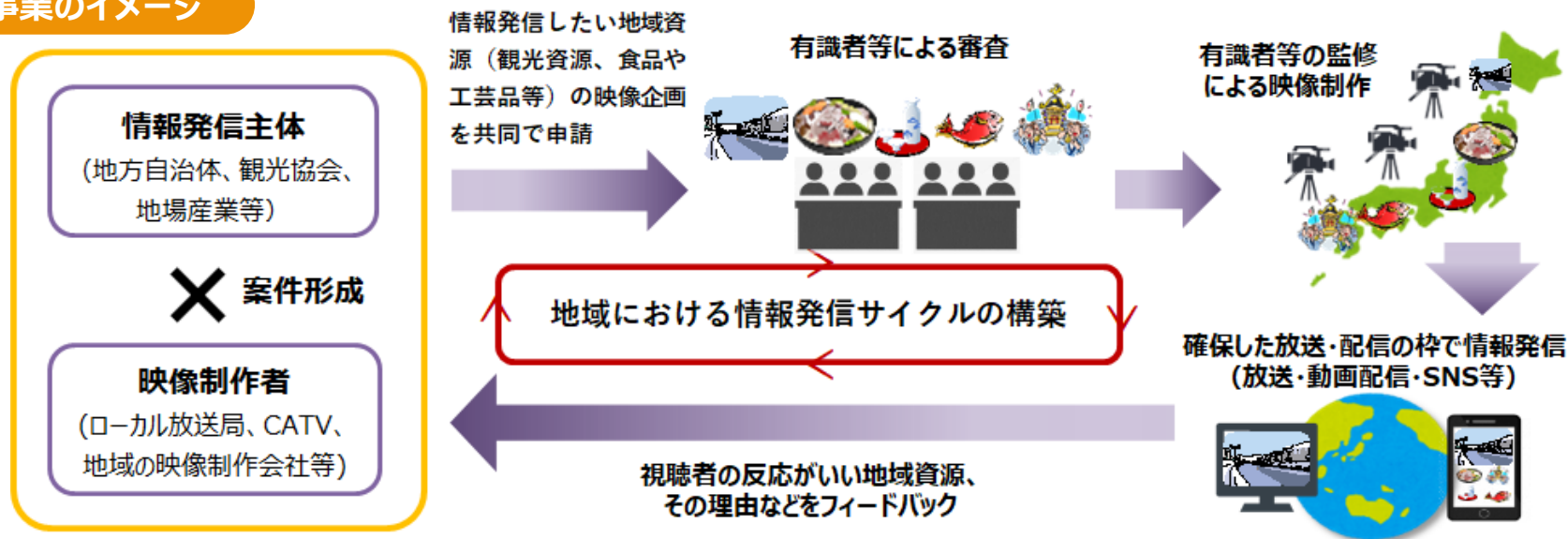
※一例であり、他にも様々な評価事項がある。

- ①企画内容（発信先国、話数・長さ、想定視聴者数等）が地域PRとして適切か。
- ②効率的な予算計画により実施されるか。自治体や関連企業からの資金調達が出来ているか。
- ③複数の映像制作者が連携し、多地域を取り上げるなど工夫がされているか。
- ④物産展などの関連イベント（連動事業）の実施に、過度な比重が置かれていないか（番組制作を重視）。
- ⑤効果検証手法が適切か。
- ⑥能登半島地震により災害救助法の適用を受けた新潟、富山、石川、福井の事業者による提案で、被災地支援に資するものか（一定の水準が満たされていれば優先的に採用）。

映像コンテンツを活用した地域情報発信【実証事業】

- 海外展開の実績が少なく、高いインバウンド効果等が期待できる国・地域（主に欧米等）を選定した上で、制作した映像コンテンツを所定の情報発信媒体（放送・配信）で一括して情報発信し、その効果を検証。
- 地域における地方自治体・地場産業等（情報発信主体）とローカル放送局・CATV事業者等（映像制作者）との情報発信に係る連携を促進し、映像コンテンツを活用した地域における情報発信サイクルの構築・強化を図る。
- 令和5年度補正予算：3.7億円、令和6年度当初予算：－

実証事業のイメージ



令和4年度事業

(Explorer's Collection Japanシリーズ 22企画)
Discoveryチャンネル（英・仏）で放映



令和5年度事業

(Japan Uncoveredシリーズ 25企画)
Discoveryチャンネル（豪州・NZ）で放映



映像制作者に1映像企画あたり約500万円を上限に支援

今後公募予定
(7月以降を予定)

※発信先媒体は今後決定する請負事業者の提案によるため、現時点では未定。

【問い合わせ先】 総務省情報流通行政局情報通信作品振興課
03-5253-5324
contents.intl@ml.soumu.go.jp

6

その他の施策

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域の人々で意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。令和4年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

背景

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

労働者協同組合と既存の法人制度

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外化の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動（20分野）	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（1）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （2）農業の経営 （3）（1）及び（2）に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄附	会費、寄附	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（1）の事業を行う場合に限る。） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

主な分野

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ 一般貨物自動車運送
- ・ 家事代行
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ メディア制作

令和6年4月1日時点で、1都1道2府27県で計41法人が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

- ・ 島根県雲南市が進める小規模多機能自治に基づき、地域自主組織から、一部を切り出して活動。
- ・ 草刈り、除雪、立木の伐採などの地域の困りごとを支援する事業をはじめ、見守りを兼ねた水道検針事業や交通弱者への移送支援事業、地域の学童クラブの運営、電気メーターの調査、指定管理者として入浴施設の管理など多様な事業を担う。
- ・ 事業や予算規模の増による運営上の負担、今後の担い手の確保、法人格を持たない任意団体であることでの事業の制約など、取組を展開していく中での課題を多く抱えていたところ、こうした取組をさらに発展させ、より事業を持続可能なものとするため、令和6年2月、労働者協同組合を設立。
- ・ 設立総会においては発起人から「少子高齢化の中で様々な仕事で後継者がいない。高齢者ばかりになったら、草刈りでさえ支援できなくなる。地域の生業が無くなる中で、住民の受け皿となり住民に喜んでもらえるように取り組みたい。」と思いが述べられている。



- ・ 狩俣地区は沖縄県宮古島の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた200世帯、460名が住む少子高齢化が進む過疎集落。
- ・ 集落消滅の危機が迫る中、世代交代によって40代に若返った自治会のメンバーが自治会を母体にして、令和4年12月に労働者協同組合を立ち上げた。
- ・ きっかけは、休園していた幼稚園の再開に伴う子供たちのお弁当づくり。お母さんたちの「毎日のお弁当づくりは大変、誰か作ってほしい。」という声を受け、給食づくりを有志でサポート。
- ・ また、伝統の追い込み漁を通じて捕れたが売り物として扱えず、廃棄するしかなかった地元産の魚を買い取り、惣菜として販売するなど、漁業の6次産業化を実現。
- ・ このほか、生産調整のために廃棄処分していた新鮮な養殖モズクを買い取り、地元で直売会を開催。
- ・ 労働者協同組合の働き方は地域づくりを仕事にする新しい働き方と捉えている。



画像提供：宮古新報

労働者協同組合事例③ 労働者協同組合アソビバ（令和5年5月設立）

（厚生労働省資料）

- 兵庫県豊岡市で、地域おこし協力隊のメンバー3人で設立。
- 遊ぶように働きたい、楽しく働きたいと思うメンバーが、マルシェの開催や木工品など地場製品の販売やWeb制作を行う仕事からスタート。
- メンバーは、地域おこし協力隊や労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団の組合員などの仕事との副業。
- 労働者協同組合は、NPOなどと比べて立ち上げのハードルが低く、仲間と副業の形で立ち上げられるのが魅力と考え、メンバーで話し合っって労働者協同組合の設立に至る。
- メンバーの一人は「いろいろな法人格があるが、労働者協同組合は副業的にやるのが選択できるので、チャレンジしやすい法人格」と語る。
- 今後、地域おこし協力隊のネットワークも活かしながら、共感してくれる仲間や地域とともに活動を広げていきたいという。



地域住民が抱える課題が複雑化・多様化し、自治体の窓口相談に寄せられる困りごとについては、**自治体だけでは解決できないものも少なくない**と思われます。

総務省の行政相談は、**国の行政などに関する相談を受け付け、その解決を図るとともに、行政の制度・運営の改善に活かす仕組み**です。

この**総務省の行政相談と自治体が連携**することにより、**地域の困りごと・地域課題の解決の推進**を図ることができ、**自治体の窓口負担の軽減**にもつながるものと考えております。

▶ ついては、令和6年3月26日に自治体首長宛に総務大臣メッセージを発出しましたので、その概要を御紹介します



**地域課題の解決推進のための
行政相談と自治体の連携**

自治体の抱える課題や国に対する意見を共有

【取組例】：自治体職員と行政相談委員の意見交換会を定期的開催



今後の災害に備えた平時からの連携

**能登半島地震の対応においては、自治体と連携して
被災者の困りごとを解決**

【取組例】：自治体、行政書士、運輸局と連携して
罹災証明書や廃車手続の申請手続を
ワンストップで完結

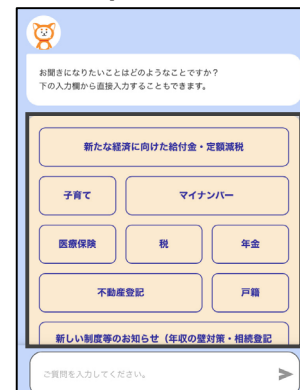


**「国・地方共通相談チャットボット」を整備し、
住民の利便性を向上・自治体の窓口負担を軽減**

**今後、回答精度の向上や分野の拡充のみならず、各自治体の
のオンラインサービスとの更なる連携に向けた取組を検討**

▶ 現在、100を超える自治体と連携

住民からの問合せニーズが
多いトピックに対応



総務大臣メッセージ
連携の具体的な方策をまとめた地域政策課長連名の課長通知
コンセプトと事例集 [はこちら](https://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/hyouka_240326000170002.html)

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/hyouka_240326000170002.html)



「国・地方共通相談チャットボット（Govbot）」 [はこちら](https://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/hyouka_240326000170002.html)

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/hyouka_240326000170002.html)



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る効果の公表

(内閣府資料)

地方創生臨時交付金を活用した事業の実施にあたっては、各事業を実施した地方公共団体において、実施状況及び効果の公表等を行い、適切にその目的・内容を地域住民等に説明する必要があります。

完了した事業については、地方公共団体において効果を公表してください。また、公表にあたっては見やすく分かりやすい説明となるよう努めてください。

地方創生臨時交付金の概要

- **新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止**するとともに、**感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援**するため、自治体が地域の実情に応じて対策を講じられるよう、**臨時の支援措置として創設されました**。
- 令和2年度以降、順次、経済対策等への対応として予算を措置しています。
(令和4年度までに**総額 約18.3兆円**。うち、地方単独事業分等 約5.4兆円、物価高騰対応1.8兆円、事業者支援0.6兆円、時短要請協力枠 約8.6兆円、検査促進枠 約0.6兆円)

公表の制度

- 新型コロナウイルス感染症への対応として必要な事業であれば、自由度が高く活用が可能な制度であることから、**その使途や効果について各地方公共団体が地域住民等に公表**することは、**臨時交付金制度について国民にご理解を得ていく上で、極めて重要です**。
- **内閣府においても**、本交付金を活用して実施された事業の効果検証等を行い、**どのような事業が行われたか、どのような成果指標を定めたか、効果の公表の事例などをとりまとめた地方公共団体へ情報提供しています**。

【効果の公表に関する取り組みへの指摘事項】

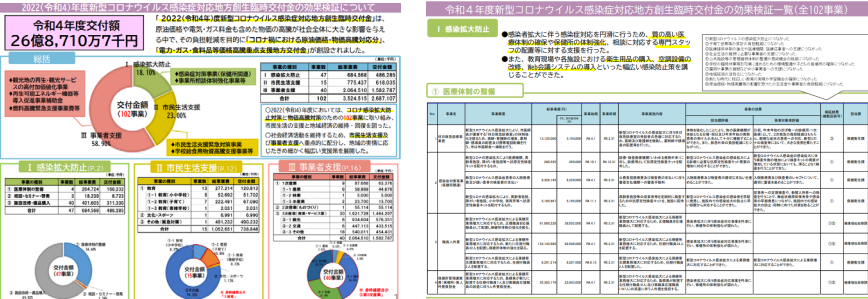
【財政制度等審議会財政制度分科会（令和4年10月13日）】
臨時交付金については、事業の実施状況とその効果について公表するよう自治体に要請しているが、約半数の自治体が実施状況を公表しておらず、その約6割の自治体が事業効果に関する情報を公表していない。

【会計検査院からの改善処置要求及び意見表示の概要（令和4年10月17日）】
多くの地方公共団体において検証結果が公表されていないなどの事態に鑑みて、内閣府において、地方公共団体に対して説明責任を果たすことの重要性について周知を図る必要があると認められる。

※このほかに国会質疑・報道等あり

各地方公共団体における効果の公表状況

各地方公共団体の公表状況を調査し、内閣府HPで結果を公表、①効果・課題等の「見える化」、②事業単位の定量的実績の評価、③第三者評価 などを実施している事例を紹介（過去4回）。



出典：鳥根県松江市公表資料

(参考) 地方公共団体の公表URL一覧(内閣府HP掲載)

持続可能な地方行財政基盤の構築（KPI目標）

- 地方創生臨時交付金事業について、**地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、将来の危機対応にいかすことも見据えて検証**を行う。(R5.12.21 経済財政諮問会議決定)

	事務連絡 (内閣府)		【目標】 「新経済・財政再生計画」 改革工程表2022		R6.1調査	
	実施状況	効果	実施状況	効果	実施状況	効果
R2事業	100% (R4まで)				95%	92% 一部公表済み 47団体 未公表 121団体
R3事業	100% (R5まで)		100% (R5まで)	100% (R5まで)		86% 一部公表済み 58団体 未公表 230団体
R4事業	100% (R5まで)			KPI目標設定 ※改革工程表2023		57% 一部公表済み 56団体 未公表 750団体
R5事業	100% (R6まで)		KPI目標設定 ※改革工程表2023	-	-	-

アスベスト対策の推進

事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、**除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない**とされている。（石綿障害予防規則第10条）

自治体所有施設について、**対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要。**

経緯・現状

- 平成17年6月、アスベストを使用した管や建材のメーカー工場の従業員や工場周辺住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病患者が発生し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが公表。これを端緒としてアスベストによる健康被害が社会問題化。
- 平成17年7月、国はアスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（H17.7）及び「アスベスト問題に係る総合対策」（H17.12）をとりまとめ、以下の対応を進めていくこととされた。
 - ・ 既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法の制定
 - ・ 建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化
 - ・ **建築物におけるアスベストの使用実態の調査とフォローアップ** 等
- これを受けて、**総務省においても、自治体所有施設の調査を実施し、その後もフォローアップ調査を実施しているところであるが、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が相当数あるため、継続して石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請**している。

R30.11.2、R2.1.20、R3.1.27、R4.1.7、R5.1.6、R6.1.5付け
総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長発出通知

<R5年度の調査結果> 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（レベル1）

都道府県	対策の実施が未了			都道府県	調査未実施		
	施設数	うち都道府県	うち市町村		施設数	うち都道府県	うち市町村
千葉県	19	2	17	福岡県	499	-	499
神奈川県	17	-	17	神奈川県	441	402	39
香川県	12	-	12	高知県	381	-	381
沖縄県	11	9	2	広島県	369	2	367
岐阜県	8	1	7	栃木県	300	-	300
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※他県を含めた調査結果の詳細は、「アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査に係るフォローアップ調査の結果について」（令和6年1月5日付け通知）をご参照ください。

財政措置

【地方財政措置】

- 公共施設又は公用施設の石綿除去を主な目的とする事業（解体、改造、補修又は応急事業を含む）に地方債（特例債）を充当可能。

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり（アスベスト対策関連予算）
※詳細はホームページ（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/index.html>）をご参照ください。

元利償還金の 40% を 特別交付税措置		一般財源
---------------------------------------	--	------

一般単独・一般事業債（石綿対策事業）
（充当率95%）

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- 地方公共団体は、経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、**公共建築物における木材の利用に努めなければならない**

<基本方針>（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、**必要な措置を講ずるよう努める**

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、**積極的に検討**いただくこと ※地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、**事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかける**とともに、**協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行う**こと
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象となることを周知するとともに、木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼（R4.4、R6.1、R6.2）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置
- 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置（措置率0.5または0.3）

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定。令和5年6月13日変更閣議決定）を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

建設職人基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務>（第5条関係）

- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施

<都道府県計画>（第9条関係）

- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

<基本的施策>（第10条から第14条まで関係）

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく基本計画の変更について、令和5年6月13日に閣議決定。同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省不動産・建設経済局長の連名で、地域の実情等を踏まえた都道府県計画の策定等、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 基本計画を勘案した、都道府県計画の内容
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 等

▶ **都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！**

再犯防止対策の推進

地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。

国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）を策定し、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止施策の推進（協力依頼）

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力依頼

▶ **引き続き、積極的な取組をお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」（計画期間R5～R9）を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。

▶ **地方再犯防止推進計画等※を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします！**

※47都道府県、525市区町村が策定済（R5.4法務省調べ）

死因究明等の推進

地方公共団体は、「死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定）を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じた施策を策定・実施**

<連携協力>（第7条関係）

- 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策>（第10条から第18条まで関係）

- 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会>（第30条関係）

- **地方公共団体は**、地域の状況に応じて、**死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行う**とともに、**当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設ける**よう努める

死因究明等推進地方協議会の設置等について

- 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。



- 令和3年6月1日付けで、厚生労働省医政局長（死因究明等推進本部事務局長）より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、**死因究明等に関する施策の推進を図っていたくよう依頼**。



- 同日付で、厚生労働省医政局長より総務省大臣官房地域力創造審議官に対し文書が発出され、関係団体及び関係者に対する周知、協力を依頼。
- 総務省においても、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議を通じて継続的に依頼**

- ▶ **引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いいたします！**

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、国においては、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年11月に「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいるところ。

令和6年1月、関係閣僚会議を開催し、同方策の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化を図ることとしている。

関係省庁連絡会議（R4.8～）

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議※を開催（R4.8～）。

※関係閣僚会議の開催に伴い、R6.1に廃止

- 第3回連絡会議（R4.11.10）において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいる。

（相談体制の充実強化のための方策）

- 1 法テラスの抜本的な充実・強化
- 2 消費生活相談等の強化
- 3 警察による適切な関与
- 4 精神的・福祉的支援の充実
- 5 こども・若者の救済
- 6 その他

- 総務省では、同方策を踏まえ、行政相談における対応のほか、相談対応に係る関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請（R4.9、R4.10、R4.11、R5.3、R5.8）。
- また、法務省から要請を受け、自治会・町内会等に対し、要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を依頼（R5.3）。

関係閣僚会議（R6.1～）

- いわゆる被害者救済法※の制定（R5.12）を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催（R6.1～）。

※「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（令和5年法律第89号）

- 第1回関係閣僚会議（R6.1.19）では、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化策について確認された。

（支援の充実・強化策）

- 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化
- 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化
- 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

▶ **引き続き、庁内の関係部局間で連絡を密にいただき、相談対応について、適切な対応をお願いします。**

医療コンテナの活用

医療コンテナは、医療資機材をコンテナに搭載し、医療機能を運搬可能にする医療モジュールの一種として位置づけられ、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略できることから、医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能。

また、プレハブやテントと比較して**気密性、清浄性、隔離性に優れており、院内感染予防を図る上でも有効**であることから、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されている。

※公立病院が医療コンテナを整備する場合には、病院事業債が活用可能。

▶ **災害対応、大規模なイベント開催、感染症対応等において活用することが有効**と考えられる。

医療コンテナとは

- 医療コンテナは、**コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種**。現場で組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。

活用方法

- 東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）等の災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来、G7伊勢志摩サミットやG20大阪サミット等における現地での医療体制確保等に活用されている。

（災害時における活用方法）

トリアージ・診察、検査、小外科手術、助産救護、透析、指揮所 等

（感染症医療対応における活用方法）

PCR検査、簡易エックス線検査、CT検査 等

（平時における活用方法）

大規模なイベントや医療機関が近隣にない場所でイベントを開催する際の一時救護所、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設 等

活用に関する手引き (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf)

- 医療コンテナの設置・運用に際しては、医療法、建築基準法、消防法等の関係法令に適合する必要がある。導入・活用にあたってのQ & Aなどを掲載した「医療コンテナの利用に関する手引き」を令和5年3月に作成。（令和5年7月一部追記）

< 設置型 >



フラットバックコンテナ（岩手県立大槌病院）

< 移動型 >



野外科手術システム（陸上自衛隊）

医療コンテナの活用に関する手引き

- ・医療コンテナの概要
- ・医療コンテナの活用方法
- ・医療コンテナ等の設置・運用
- ・医療コンテナの導入状況
- ・導入・活用にあたってのQ & Aについて記載

令和5年3月

（令和5年7月一部追記）

内閣官房国土強靱化推進室

成果連動型民間委託契約方式（PFS）について

（内閣府資料）

PFS／SIBとは

- **PFS（Pay for Success）**とは、民間事業者に対し、事業活動について一定の裁量を付与した上で、**成果（社会課題の解決）を求め、それに応じて変動する支払を行う委託契約**の方式。
- 従来の業務仕様を定めた発注と異なり、民間の創意工夫が促され、事業効果が高まる。
- **SIB（ソーシャルインパクトボンド）**は、**PFSのうち、資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの**。PFSと比べ、民間事業者の受託能力を引き上げることができる。

事例 大腸がん検診・精密検査受診率向上事業（八王子市）

社会的課題	様々な受診勧奨を実施しているものの、未受診、不定期受診者層への対策が課題
事業目標	・大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康寿命の延伸 ・市民・行政双方にとって、医療費負担の抑制
事業対象者	八王子市国民健康保険被保険者で、前年度大腸がん検診未受診者（約6.5万人）のうち、サービス提供者がAIを活用し、受診確率の高い1.2万人を抽出。（市と協議し決定）
成果指標【目標値】	①大腸がん検診受診率【19%】 ②精密検査受診率【87%】 ③早期がん発見者数【11人】
委託費	0～9,762千円
事業期間	3年間（平成29年度～平成31年度）
PFS事業効果	約39,144千円 （医療費適正化効果）

オーダーメイドの勧奨通知の例

氏名

山田太郎 様

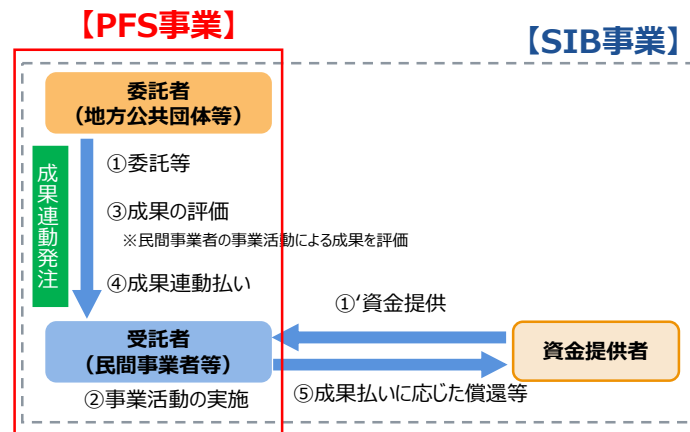
生年月日

昭和30年8月1日生

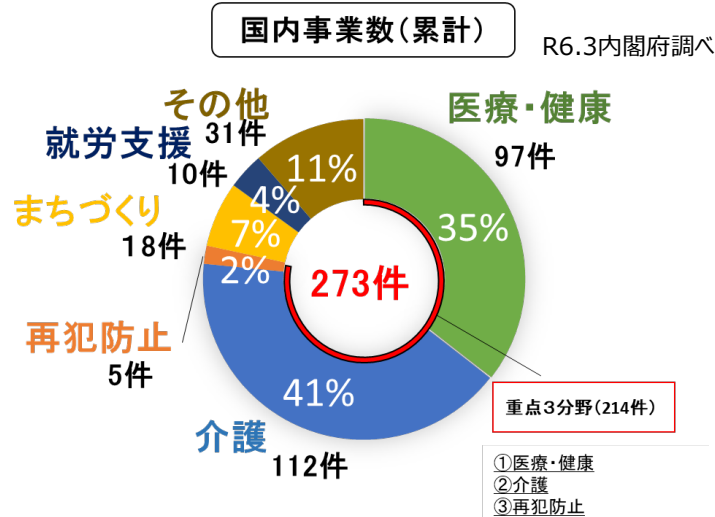
あなたの過去の生活習慣に関する問診結果から最新の研究で確認されている大腸がんにかかるリスクを特定しました。

リスク要因	あなたの問診結果	大腸がんとの関連
60歳以上	✓	確実
飲酒	✓	確実
BMI高い		ほぼ確実
運動不足	✓	ほぼ確実
喫煙		可能性あり
検診未受診	✓	確実

（出典）八王子市医療保険部成人健診課
ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）導入モデル最終報告書



全国の実施状況



PFS導入の支援（内閣府）

- **PFS推進交付金**（自治体のPFS事業を補助 最大5,000万、補助率2/3）
- モデル事業組成のためのコンサル派遣による**案件形成支援**（最大2年、内閣府が派遣）
- 地方公共団体等の職員研修への**講師派遣**

内閣府 成果連動型事業推進室
☎ 03-6256-1168（直通）
自治体や事業者の方からの質問、相談をお受けしています。

